第１部 特集・トピックス

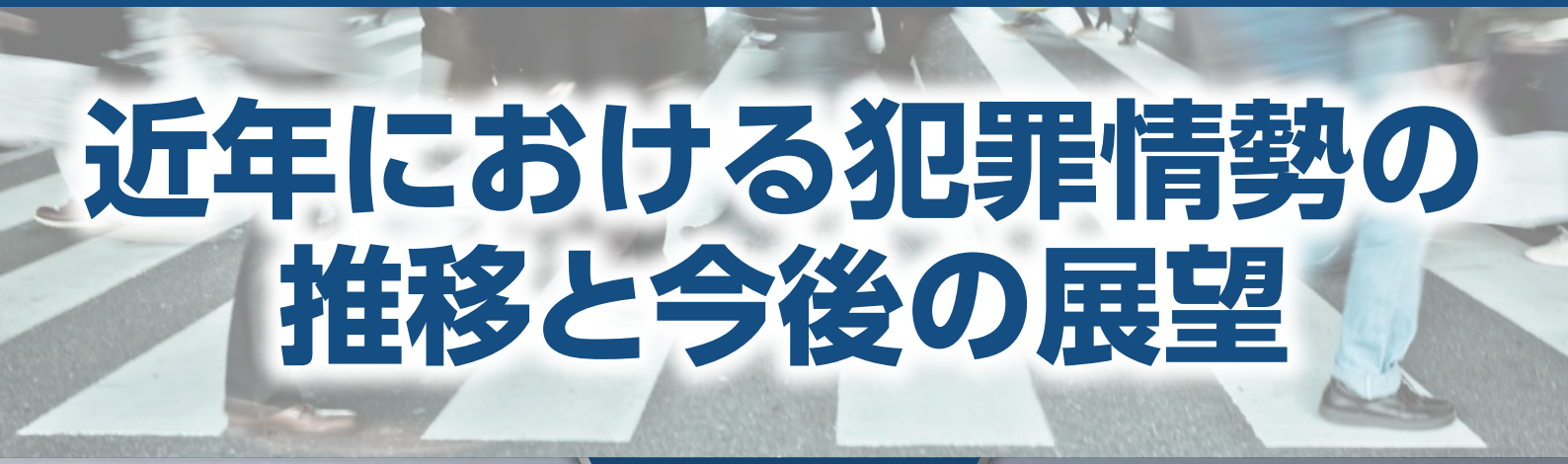

近年における犯罪情勢の推移と今後の展望

特集に当たって

本年の警察白書の特集テーマは、「近年における犯罪情勢の推移と今後の展望」です。

我が国の犯罪情勢は、平成に入って徐々に悪化し、特に街頭犯罪及び侵入犯罪の増加によって、刑法犯認知件数が平成８年以降７年連続で戦後最多を更新し、14年には約285万件に達しました。この頃、安全な居場所であるべきはずの自宅で白昼強盗の被害に遭ったり、路上でひったくりの被害に遭ったりするという事案が後を絶たず、国民の体感治安も悪化しました。

こうした状況を受け、政府は、15年12月、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定し、国民、地方公共団体、民間事業者等の協力を得つつ、同計画に基づく施策を着実に推進しました。また、警察庁では、捜査力・執行力の充実・強化に取り組むとともに、同年８月、街頭犯罪及び侵入犯罪対策の推進等を内容とする「緊急治安対策プログラム」を策定するなどして、総合的な犯罪対策を開始しました。このような取組や様々な社会的背景もあって、街頭犯罪及び侵入犯罪は大幅に減少し、29年中の刑法犯認知件数は14年の３分の１以下にまで減少するなど、治安情勢及び体感治安には一定の改善がみられます。

一方、近年、ストーカー事案・配偶者からの暴力事案、児童虐待等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）、特殊詐欺、サイバー犯罪等のこれまでの街頭犯罪及び侵入犯罪に重点を置いた犯罪対策では捉えられない治安事象が生じており、世論調査等からも国民が不安を感じていることがうかがわれます。これらの犯罪は、少子高齢化に伴う人口・家族構造の変化、サイバー空間における国民生活や経済活動の一層の広がり等、社会情勢が変化していく中で、これまで以上に重要な課題となると考えられます。

本年の警察白書では、まず第１節で犯罪情勢として、主に14年にピークとなった刑法犯認知件数の推移を概観します。第２節では、政府、警察、地方公共団体、民間事業者等による具体的な取組事例を紹介するなど、これまでの犯罪対策を振り返るとともに、犯罪情勢をめぐる社会的背景を紹介します。第３節では、治安に関する国民の意識の現状のほか、人身安全関連事案、特殊詐欺、サイバー犯罪等の犯罪情勢とその対策を紹介し、今後の犯罪対策の方向性について述べます。

良好な治安は、様々な社会制度や経済活動によって支えられていることから、関係機関・団体、国民一人一人の理解と協力を得ながら、社会全体で犯罪対策に取り組む必要があります。

この特集が、国民の皆様の警察の取組に対する理解を深めるとともに、今後の犯罪対策の在り方について考えていただく一助となれば幸いです。

FEATURE
第１節

特集

犯罪情勢

1 概要(注)

刑法犯認知件数の推移は、図表特－１のとおりである。昭和21年に約138万件であった刑法犯認知件数は、戦後の混乱を反映して増加し、23年には約160万件に達した。その後しばらくは年間140万件前後で推移し、48年に約119万件まで減少したものの、それ以降は増加傾向となり、57年には150万件を、平成10年には200万件を超え、14年には戦後最多の約285万件に達した。しかし、15年からは減少に転じ、28年には戦後初めて100万件を下回った。29年中は約91万5,000件と、前年より８万件以上減少しており、ピーク時の14年と比べ約194万件（67.9%）減少している。

また、人口1,000人当たりの刑法犯認知件数は、昭和48年に11.0件となって以降、増加傾向となり、ピーク時の平成14年には22.4件となった。13年から16年にかけては昭和23年の20.0件を上回る水準となっていたものの、平成29年は戦後最少の7.2件となった。

図表特－１　刑法犯認知件数及び人口1,000人当たりの刑法犯認知件数の推移（昭和21～平成29年）

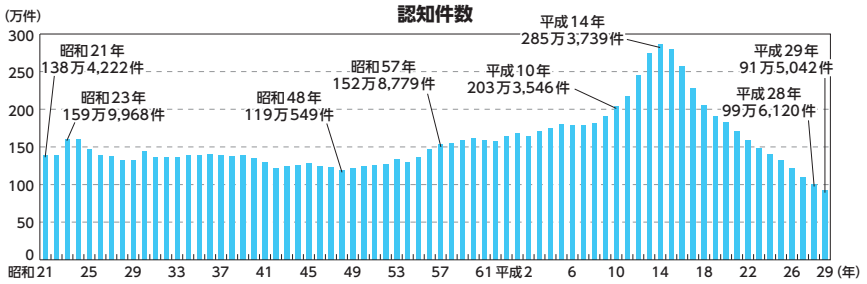

区分＼年次	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
認知件数（件）	1,826,500	1,713,832	1,604,019	1,502,951	1,403,167	1,314,140	1,212,163	1,098,969	996,120	915,042
検挙件数（件）	573,392	544,699	497,356	462,535	437,610	394,121	370,568	357,484	337,066	327,081
検挙人員（人）	339,752	332,888	322,620	305,631	287,021	262,486	251,115	239,355	226,376	215,003
検挙率（%）	31.4	31.8	31.0	30.8	31.2	30.0	30.6	32.5	33.8	35.7

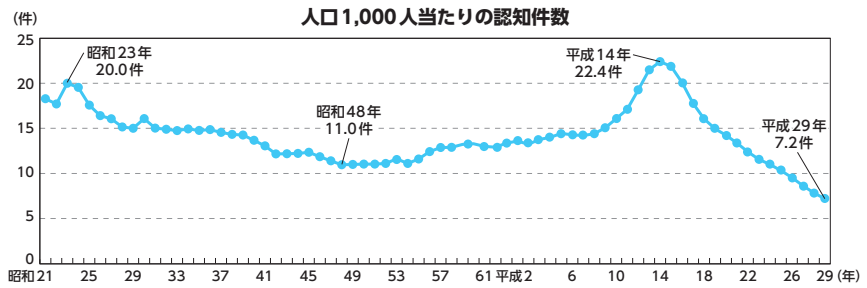

注：算出に用いた人口は、総務省統計資料「国勢調査」又は「人口推計」（各年10月１日現在人口（平成12年までは補完補正人口、13年以降は補完補正を行っていないもの））による。

注：本特集においては、主に平成14年にピークとなった刑法犯認知件数の推移について記述する。特別法犯を含むその他の犯罪情勢については、第２章から第６章までを参照

2 平成元年以降の犯罪情勢

（1）街頭犯罪(注1)及び侵入犯罪(注2)の傾向

刑法犯認知件数がピークとなった平成14年頃は、街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数が急激に増加し、国民の不安が高まっていた(注3)ことから、これらの犯罪の発生を防止するための諸対策を強力に推進することにより、治安を回復することが喫緊の課題とされた。

元年から29年にかけての街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数の推移は、図表特－２のとおりである。元年から14年にかけて刑法犯認知件数は約118万件増加したところ、同期間に街頭犯罪の認知件数は約64万件増加しており、刑法犯認知件数の増加に対する寄与率(注4)は54.4％である。また、同期間に侵入犯罪の認知件数は約13万件増加しており、同寄与率は10.7％であることから、街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数の増加が、元年から14年にかけての刑法犯認知件数の増加に影響を与えたと考えられる。

一方、14年から29年にかけて刑法犯認知件数は約194万件減少しているところ、同期間に街頭犯罪の認知件数は約127万件減少しており、刑法犯認知件数の減少に対する寄与率は65.7％である。また、侵入犯罪の認知件数は約29万件減少しており、同寄与率は14.8％であることから、街頭犯罪及び侵入犯罪の減少が14年から29年にかけての刑法犯認知件数の減少に影響を与えたと考えられる。

図表特－２　街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数（平成元～29年）並びに罪種・手口別認知件数（平成元年、14年及び29年）の推移

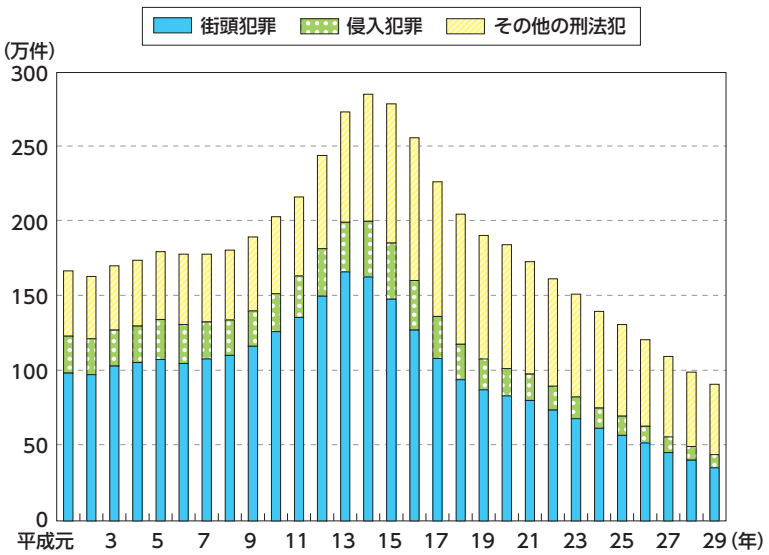

罪種・手口別認知件数

区分＼年次	平成元	14	29
合計（件）	1,235,705	2,005,151	445,757
街頭犯罪認知件数	987,856	1,630,549	357,136
路上強盗	399	2,888	504
ひったくり	10,145	52,919	2,894
自動車盗	35,877	62,673	10,213
オートバイ盗	271,083	198,642	20,184
自転車盗	377,640	514,120	205,381
車上ねらい	194,824	443,298	54,768
部品ねらい	40,594	128,539	27,353
自動販売機ねらい	37,396	174,718	8,486
強制性交等（街頭）	375	869	203
強制わいせつ（街頭）	1,301	5,915	3,267
略取誘拐（街頭）	87	175	143
暴行（街頭）	4,110	12,814	13,772
傷害（街頭）	9,393	20,465	9,150
恐喝（街頭）	4,632	12,514	818
侵入犯罪認知件数	247,849	374,602	88,621
侵入強盗	684	2,436	588
侵入窃盗	235,079	338,294	73,122
住居侵入	12,086	33,872	14,911

注１：路上強盗、ひったくり、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらいのほか、強制性交等、強制わいせつ、略取誘拐、暴行、傷害及び恐喝のうち街頭で行われたもの
注２：侵入強盗、侵入窃盗及び住居侵入
注３：公益財団法人日工組社会安全研究財団が14年に実施した「犯罪に対する不安感等に関する世論調査」（https://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2012/05/2_1403_01.pdf）によれば、犯罪被害に遭う不安を感じている者に対し、どのような犯罪に不安を感じるか質問したところ（複数回答）、「空き巣」（63.5％）、「通り魔的犯罪」（33.4％）、「すり・ひったくり」（32.6％）、「車上狙い」（31.4％）、「自転車を盗られる」（30.4％）の順に多くなっており、身近な場所で発生する犯罪に不安を感じていたことが分かる。
注４：データ全体の変化を100とした場合に、構成要素となるデータの変化の割合を示す指標

元年から14年にかけての刑法犯認知件数の増加に対する罪種・手口別の寄与率は、図表特－３のとおりであり、車上ねらい（21.0%）、器物損壊等（14.8%）、自動販売機ねらい（11.6%）及び侵入窃盗（8.7%）の寄与率の高さが目立つ。

一方、14年から29年にかけての刑法犯認知件数の減少に対する罪種・手口別の寄与率は、図表特－４のとおりであり、乗り物盗（27.8%）、車上ねらい（20.0%）、侵入窃盗（13.7%）及び自動販売機ねらい（8.6%）の寄与率の高さが目立つ。

図表特－３　平成元年から14年にかけての刑法犯認知件数の増加に対する罪種・手口別寄与率

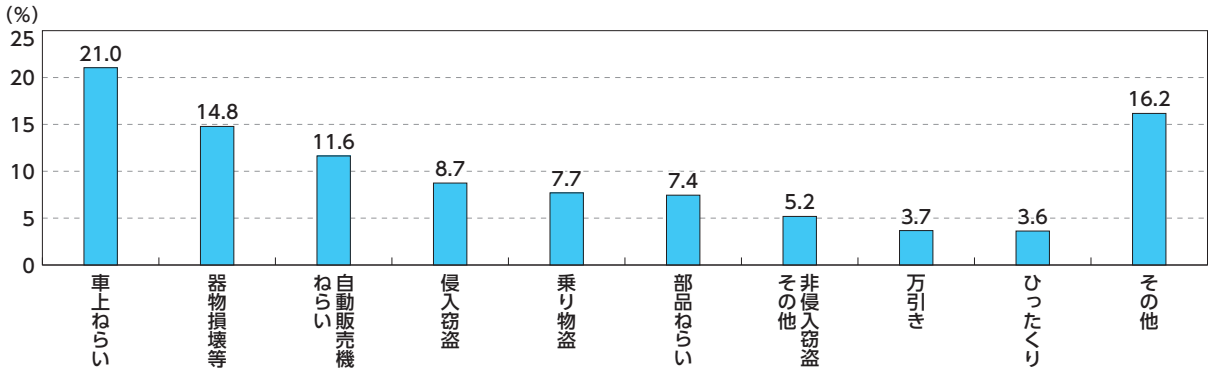

図表特－４　平成14年から29年にかけての刑法犯認知件数の減少に対する罪種・手口別寄与率

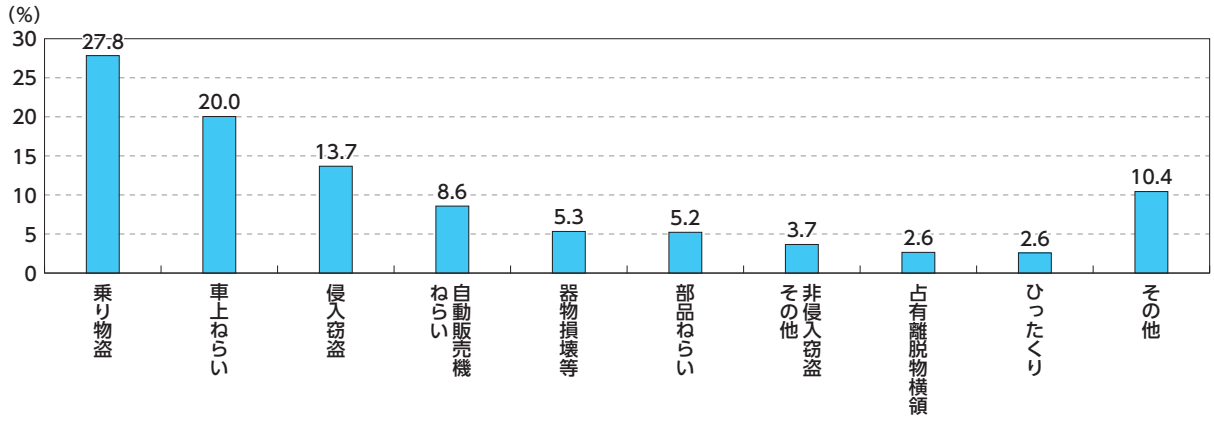

街頭犯罪の罪種・手口別認知件数の指数の推移は、図表特－５のとおりである。オートバイ盗を除き、いずれの罪種・手口も14年は元年より増加しており、中でも路上強盗は7.2倍、ひったくりは5.2倍、自動販売機ねらいは4.7倍と大幅に増加している。14年と29年を比較すると、暴行（街頭）を除き、いずれの罪種・手口も減少しており、元年と29年を比較すると、路上強盗、強制わいせつ（街頭）、略取誘拐（街頭）及び暴行（街頭）以外の各罪種・手口は、いずれも元年より減少している。特にオートバイ盗は元年から92.6%、恐喝（街頭）は82.3%、自動販売機ねらいは77.3%の減少となるなど、元年と比較しても大幅に減少している。

図表特－５　街頭犯罪の罪種・手口別認知件数の指数の推移（平成元年、14年及び29年）

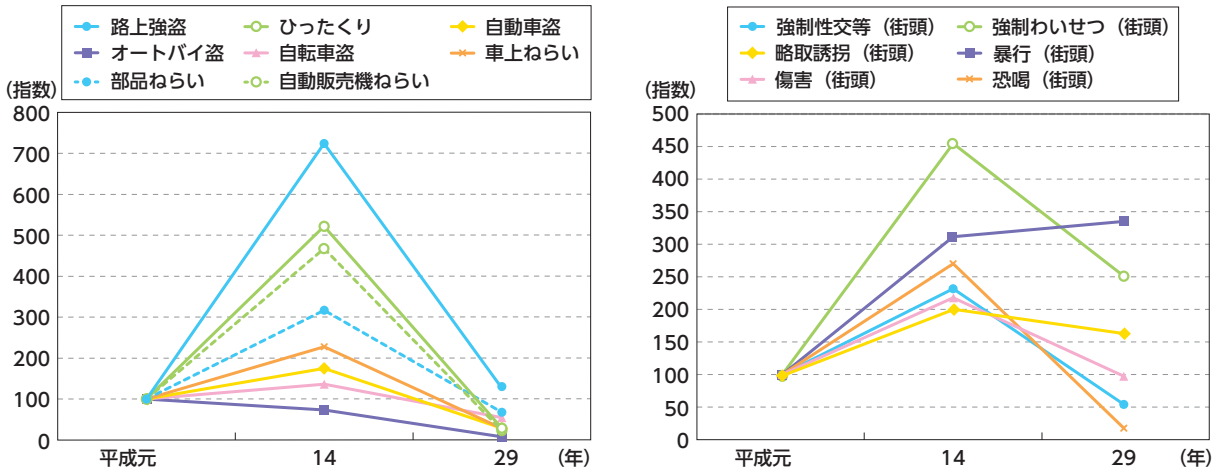

注：指数は、元年を100とした場合の値である。

（２）窃盗の傾向

（１）のとおり、街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数の推移が刑法犯認知件数の推移に影響を与えたと考えられるところ、罪種別では、図表特－６のとおり、窃盗の認知件数の推移が大きな要因となっている。

平成元年から14年にかけて刑法犯認知件数は約118万件増加し、このうち窃盗は約89万件（75.7%）を占めており、14年から29年にかけて刑法犯認知件数は約194万件減少し、このうち窃盗は約172万件（88.8%）を占めている。

また、刑法犯認知件数がピークであった14年の窃盗の認知件数は約238万件と、刑法犯認知件数全体の83.3%を占めていた。

図表特－６　窃盗の認知件数の推移（平成元～29年）

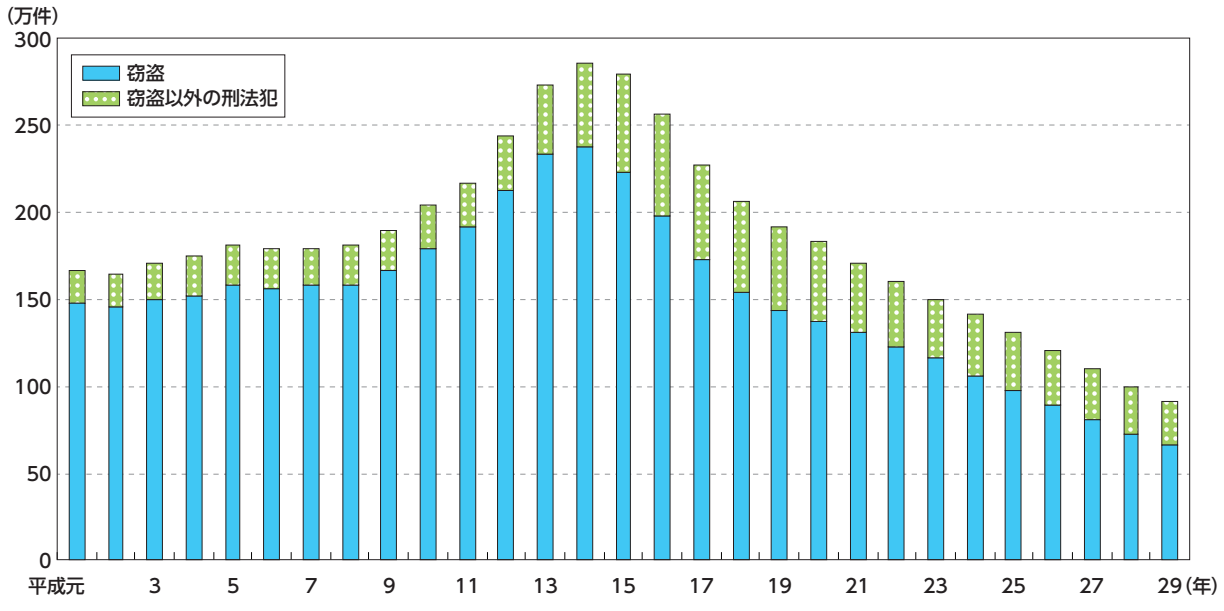

窃盗の主な手口別認知件数の推移は、図表特－７のとおりである。元年と14年を比較すると、オートバイ盗以外の手口の認知件数はいずれも増加しており、特に、自転車盗、車上ねらい及び自動販売機ねらいの増加が著しい。

一方、14年と29年を比較すると、いずれの手口も減少している。特に、車上ねらい、オートバイ盗、自動販売機ねらい、空き巣、自動車盗、ひったくり及びすりは、８割以上減少しており、自転車盗及び車上ねらいの認知件数は、いずれも30万件以上減少している。

図表特－７　窃盗の主な手口別認知件数の推移（平成元年、14年及び29年）

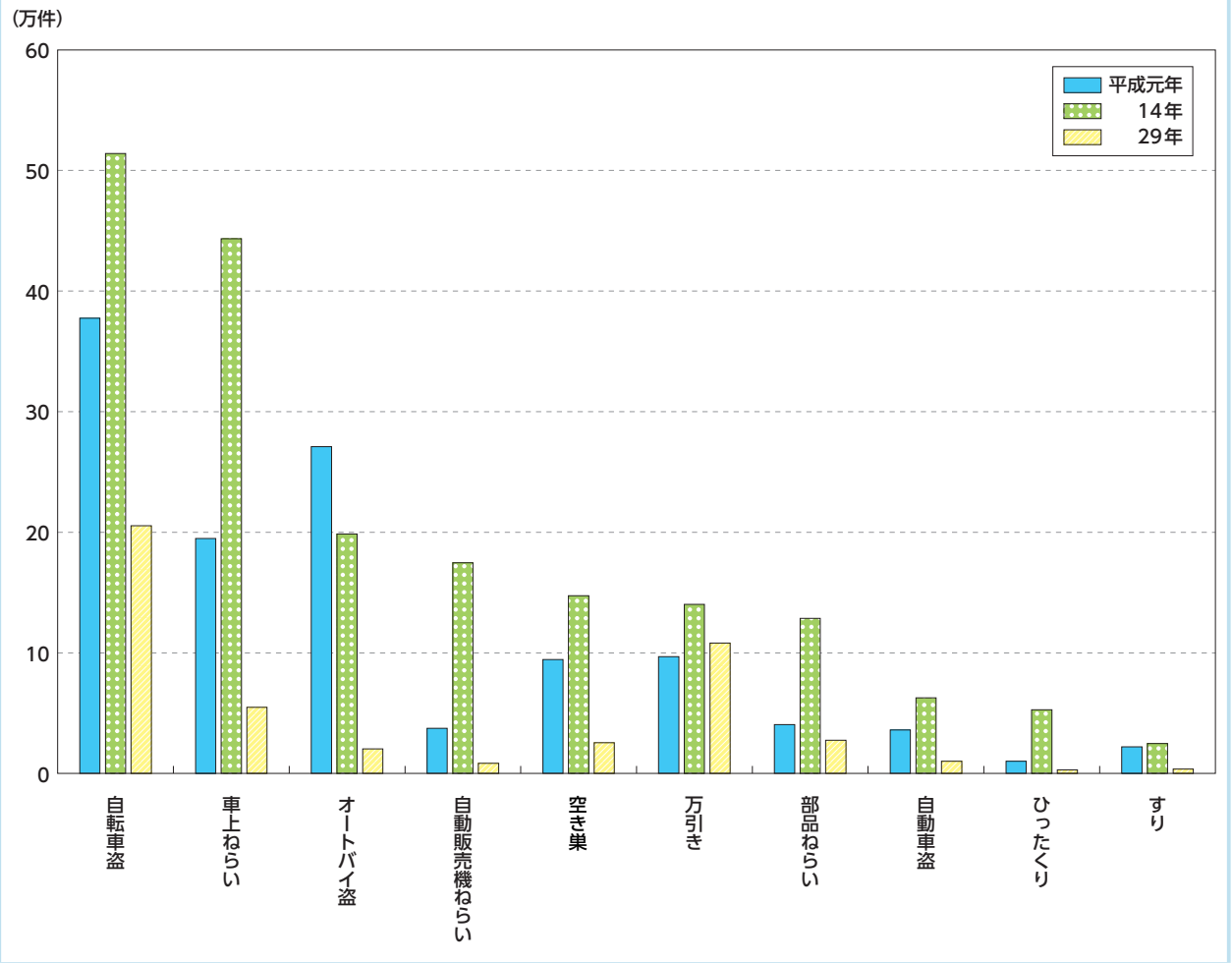

（３）検挙人員の傾向

❶ 年齢層別の傾向

年齢層別人口１万人当たりの検挙人員の推移は、図表特－８のとおりであり、平成元年以降、他の年齢層と比較して、14歳から19歳までの人口１万人当たりの検挙人員が圧倒的に多く、ピーク時である15年に176.0人となり、同年の20歳から29歳までの人口１万人当たりの検挙人員と比べて４倍以上多かった。しかし、その後、14歳から19歳までの人口１万人当たりの検挙人員は大幅に減少し、他の年齢層との差が急速に縮小している。

図表特－８　年齢層別人口１万人当たりの検挙人員の推移（平成元～29年）

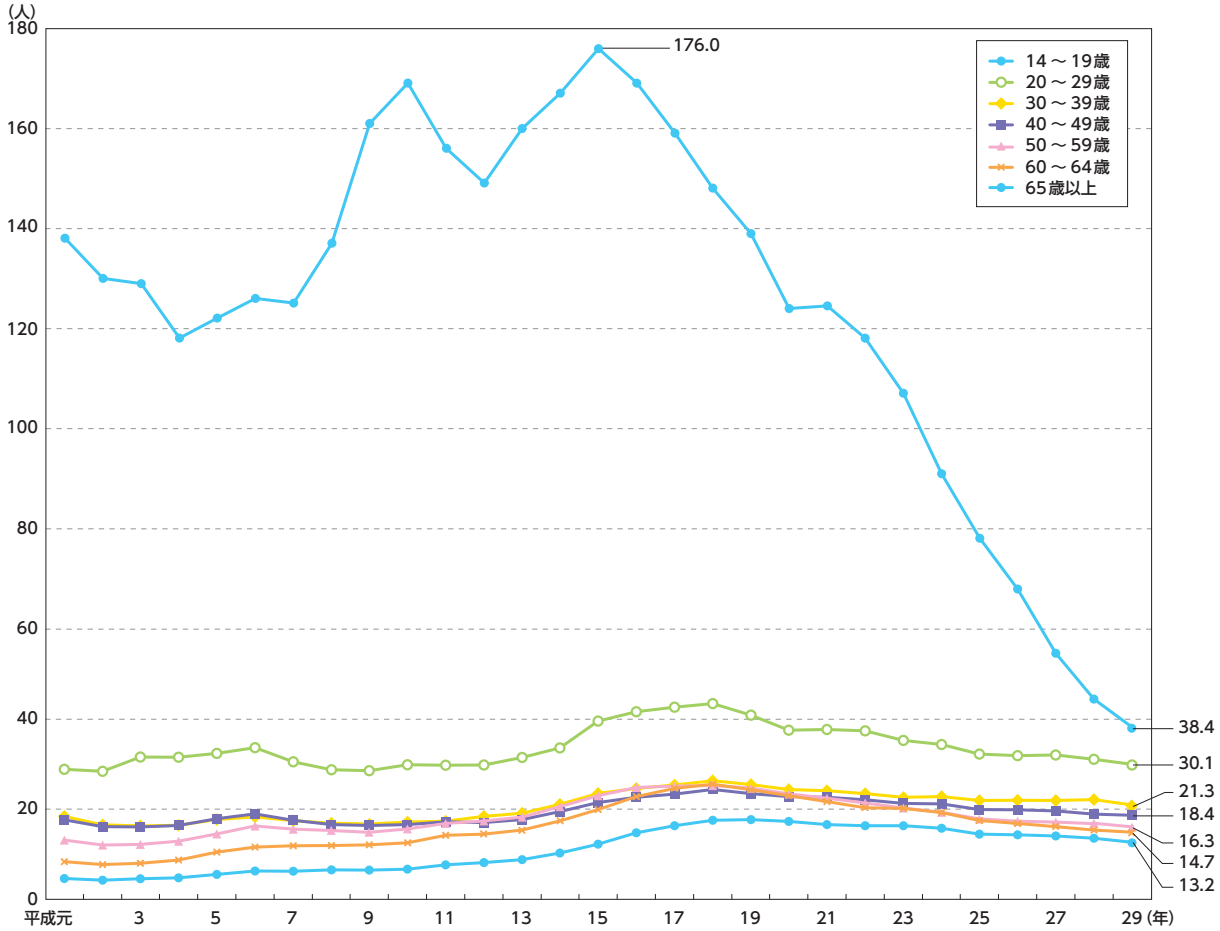

注：算出に用いた人口は、総務省統計資料「国勢調査」又は「人口推計」（各年10月１日現在人口（12年までは補完補正人口、13年以降は補完補正を行っていないもの））による。

❷ 刑法犯少年の検挙人員の傾向

元年以降の刑法犯少年の人口１万人当たりの検挙人員は、４年にかけて減少した後、10年にかけて増加し、15年以降は減少傾向にある。また、罪種別では、常に窃盗が最も多くを占めている。

図表特－９　刑法犯少年の人口１万人当たりの検挙人員の推移（平成元～29年）

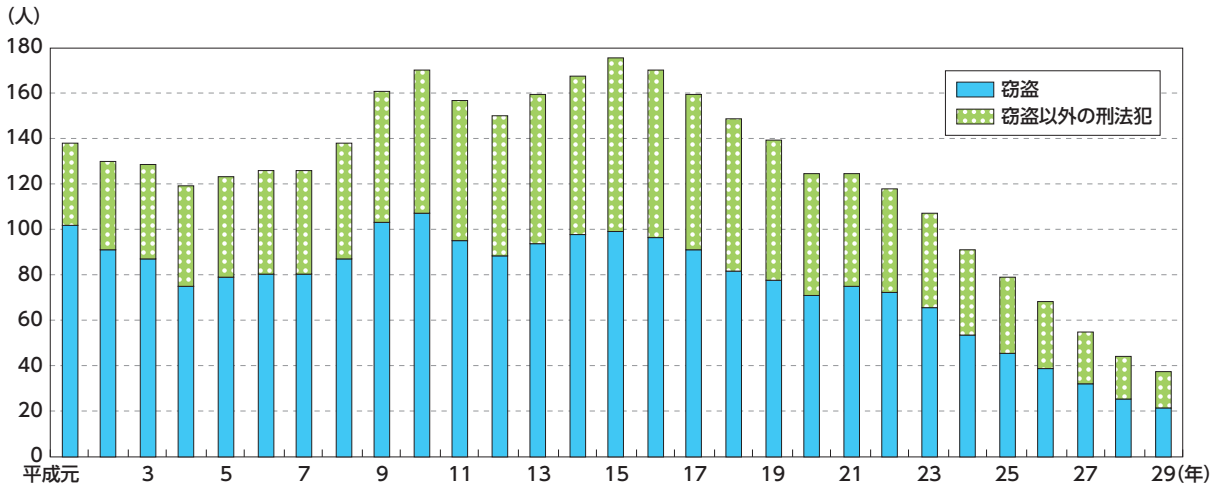

注：算出に用いた人口は、総務省統計資料「国勢調査」又は「人口推計」（各年10月１日現在人口（12年までは補完補正人口、13年以降は補完補正を行っていないもの））による。

FEATURE
第2節

近年における治安回復への取組と犯罪情勢をめぐる社会的背景

1 総合的な犯罪対策の枠組みの構築

（1）政府の取組

平成14年に刑法犯認知件数が戦後最多の約285万件を記録するなど、治安情勢が危険水域に達し、国民が強い不安感を抱くようになったことを背景に、政府全体として犯罪対策を進めることの重要性が認識された。そこで、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、政府では、15年9月から、首相が主宰し、全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議を開催した。同会議において、同年12月には、国民の治安に対する不安感を解消し、犯罪の増勢に歯止めをかけ、治安の危機的状況を脱することを目標とする「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が策定された。

同計画では、治安回復のため、「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」、「犯罪の生じにくい社会環境の整備」等の視点を前提としつつ、「平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止」、「社会全体で取り組む少年犯罪の抑止」、「治安回復のための基盤整備」等の重点課題を設定し、国民、地方公共団体、民間事業者等の協力を得ながら、同計画に基づく施策が着実に推進された結果、刑法犯認知件数が減少するなど、犯罪情勢には一定の改善がみられた。しかし、刑法犯認知件数が140万件前後で推移していた戦後の安定期には及ばなかっただけではなく、高齢者を狙った振り込め詐欺の被害が多発したほか、無差別殺傷事件や子供が被害者となる犯罪が相次いで発生するなど、社会の変化に伴う新たな不安要因も発生する中で、国民の体感治安は依然として改善していなかった。このため、20年12月、同会議において、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、犯罪情勢に即して各種の施策を講じ、社会全体を犯罪に対して強いものにするための総合的な対策が推進された。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を視野に入れ、地域の絆（きずな）や連帯の再生・強化を図るとともに、新たな治安上の脅威への対策を含め、官民一体となった的確な犯罪対策により良好な治安を確保することで、国民が安全で安心して暮らせる国であることを実感できる、「世界一安全な国、日本」を創り上げることを目指す「「世界一安全な日本」創造戦略」(注)が25年12月に同会議において策定された。

（2）警察の取組

警察では、犯罪が発生してからの対応だけではなく、発生そのものを防止するための諸対策を強力に推進し、特に、増加が著しい罪種や手口に着目して個別に対策を行ったり、重点を絞って警察力を集中的に投下したりすることによって全体としての治安回復を図ることとした。また、国民、地域社会、関係機関・団体等のそれぞれが果たすべき役割が大きいことから、国民一人一人や関係機関・団体等による自主的な防犯活動を促進することにより、犯罪に強い社会を構築していくこととした。これらを基本的な考え方として、平成15年を治安回復元年とすべく、同年以降、総合的な犯罪対策を推進したほか、刑法犯認知件数の大幅な増加や複雑化・多様化する警察事象に的確に対処するため、図表特－10のとおり、14年度から19年度にかけて全国で約2万人の地方警察官の計画的な増員を行うとともに、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づく取組等の侵入犯罪への対策を推進した。

各都道府県警察では、街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を防止するため、地域の犯罪実態に応じ、重点を置くべき地域や犯罪類型を絞った街頭犯罪等抑止計画の策定、交番機能の強化をはじめとした街頭活動を強化するための執行体制の確保、街頭犯罪等の検挙活動の強化、街頭犯罪等の手段となり得る行為の取締りの推進等、防犯と検挙の両面から諸対策を講じた。

注：227頁参照

図表特－10　地方警察官数の推移（平成元～29年）

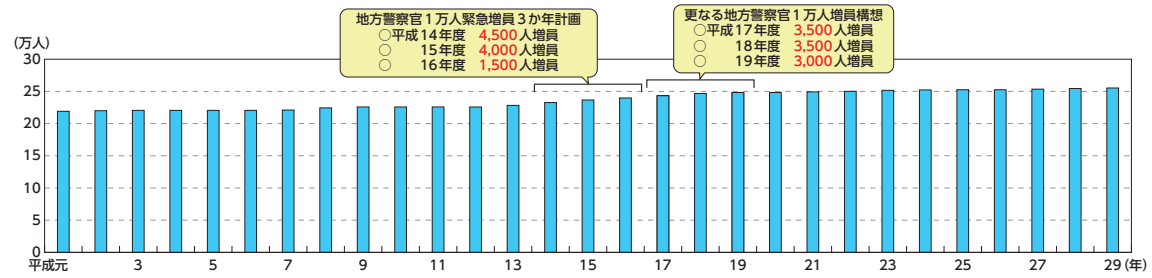

注：数値は、政令で定める定員

図表特－11　平成14年以降の主な犯罪対策

政府の取組、警察と関係機関・団体の取組　警察の取組　治安関係法律の制定等

- 平成14年11月　「街頭犯罪等抑止総合対策室」の設置（街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進）
- 15年６月　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の制定
- 15年６月　特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の制定
- 15年８月　「緊急治安対策プログラム」の策定
- 15年12月　「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の策定（犯罪対策閣僚会議）
- 15年12月　「空き交番」解消に向けた３か年計画の開始
- 16年４月　「防犯性能の高い建物部品目録」の公表（防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議）
- 16年12月　金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正
  ・預金口座等の不正利用の防止　等
- 17年４月　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の制定
- 17年６月　「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」の決定（犯罪対策閣僚会議・都市再生本部）
- 17年６月　「地域警察を中心とした精強な第一線警察構築のための総合プラン」の策定
- 17年９月　繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進
- 17年12月　「犯罪から子どもを守るための対策」の策定（犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議）
- 18年５月　刑法の一部改正
  ・窃盗罪に罰金刑を追加　等
- 18年６月　「子ども安全・安心加速化プラン」の取りまとめ（子どもを非行や犯罪被害から守るための対策に関する関係省庁プロジェクトチーム）
- 18年８月　「治安再生に向けた７つの重点」の策定
- 18年10月　「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰」の開始
- 20年５月　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正
  ・出会い系サイト事業者に対する規制の強化　等
- 20年６月　「振り込め詐欺対策室」の設置
- 20年６月　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部改正
  ・レンタル携帯電話事業者の本人確認義務の厳格化　等
- 20年７月　「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」の公表（警察庁・法務省）
- 20年12月　「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」の策定（犯罪対策閣僚会議）
- 20年12月　「初動警察刷新強化のための指針」の策定
- 22年４月　犯罪が起きにくい社会づくりの推進
- 22年11月　「犯罪の起きにくい社会づくり官民合同会議」の開催
- 23年７月　「全国協働捜査方式」によるサイバー犯罪捜査の本格実施
- 24年３月　不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部改正
  ・他人のID・パスワードの不正取得の禁止
  ・不正アクセス行為の罰則の強化　等
- 24年５月　地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進
- 25年１月　「サイバー犯罪対処能力の強化等に向けた緊急プログラム」の策定
- 25年７月　ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正
  ・電子メールの連続送信行為の規制
  ・禁止命令等をすることができる公安委員会の拡大　等
- 25年７月　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正
  ・適用対象の拡大　等
- 25年12月　「「世界一安全な日本」創造戦略」の策定（犯罪対策閣僚会議）
- 25年12月　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改正（内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省）
- 26年４月　人身安全関連事案に対処するための体制の確立
- 26年11月　私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律の制定
- 28年12月　ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正
  ・規制対象行為の拡大
  ・禁止命令等の制度の見直し　等
- 29年４月　「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）の策定（犯罪対策閣僚会議）

❶ 防犯活動の推進

警察では、特に刑法犯認知件数の増加が著しかった罪種や手口に着目して、例えば、自動販売機ねらいを対象とした対策、住宅等に対する侵入犯罪対策、深夜のスーパーマーケット等を対象とした強盗対策等、対象とする個別の犯罪手口ごとに、地方公共団体、民間事業者等と連携しながら対策を講じた。また、犯罪発生状況に関する情報の地域住民への適時適切な提供のほか、従来から行ってきた広報啓発、防犯指導等に参加・体験・実践型の手法を取り入れるなど、防犯効果を高めるため、創意工夫を凝らした取組を推進した。

❷ 検挙活動の推進

警察では、検挙体制の整備、捜査における科学技術の活用等、捜査力・執行力の総合的な充実・強化のための取組を推進した。

検挙体制の整備については、例えば、都道府県警察において、街頭犯罪等の検挙に重点を置いた対策本部を設置するなどの体制強化が図られたほか、機動力をいかした捜査活動を行う機動捜査隊の充実、機動力強化のための車両・通信資機材の整備、都府県警察の単位を越えて広域的に捜査を行う広域捜査隊の編成等を推進した。また、的確な捜査指揮や効率的な捜査を支援するための情報分析支援システム(注1)の構築・整備を行った。

捜査における科学技術の活用については、例えば、犯行や逃走に悪用された車両を発見・捕捉するため、自動車ナンバー自動読取システム(注2)の整備を進めたほか、指掌紋自動識別システム(注3)の運用により、犯行現場から採取した指紋及び掌紋（以下「指掌紋」という。）がより効果的に活用され、様々な事件の被疑者の検挙につながった。また、鑑識資機材の開発・整備、DNA型鑑定(注4)の高度化、情報技術の解析能力の向上(注5)等が、犯罪捜査に大きく貢献した。

図表特－12　総合的な犯罪対策

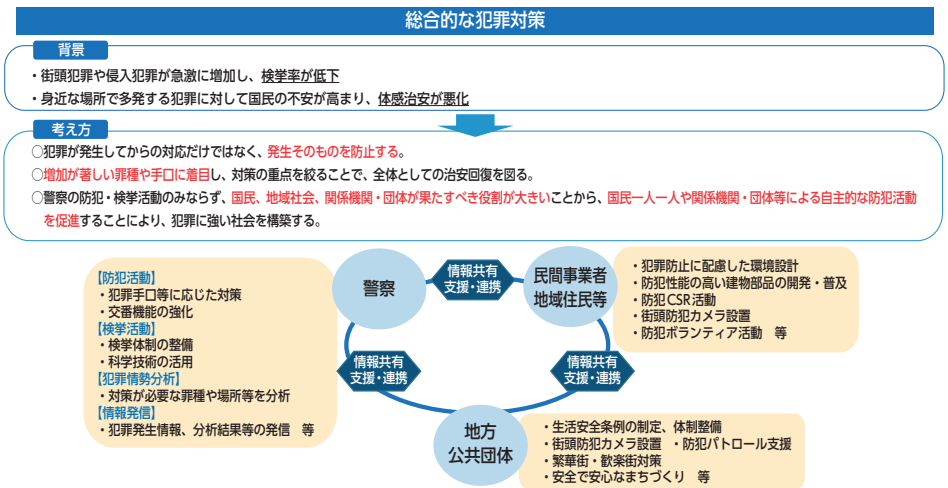

MEMO 「安全・安心まちづくり推進要綱」の制定

街頭犯罪及び侵入犯罪の増加に対応するためには、パトロールの強化、地域安全運動等のソフト面の施策に加え、ハード面の施策として、犯罪防止に配慮した環境設計の推進に本格的に取り組む必要があった。そこで、警察庁では、平成12年2月、建設省都市局（当時）と共に、学識経験者、関係団体等の協力を得て、道路、公園、駐車・駐輪場等に関する防犯基準及び共同住宅に関する防犯上の留意事項を盛り込んだ「安全・安心まちづくり推進要綱」を制定した。

「安全・安心まちづくり」とは、公共施設や住居の構造等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進し、国民が安全に安心して暮らせる地域社会とするための取組をいう。この取組は、警察、地方公共団体、民間事業者、地域住民等が問題意識を共有して推進する必要があることから、警察では、関係者と連携しながら、「安全・安心まちづくり」のための様々な取組を推進している。

注1：113頁参照
2：113頁参照
3：112頁参照
4：111頁参照
5：112、127頁参照

MEMO 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の制定

多くの侵入犯罪において、ピッキング用具をはじめとした特殊開錠用具が使用されていたことを踏まえ、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律が平成15年6月に制定され、16年1月までに全面施行された。警察では、同法の施行から29年にかけて、特殊開錠用具の所持罪等で5,867件・3,368人を検挙している。また、16年の特殊開錠用具を使用した侵入強盗及び侵入窃盗の認知件数は8,286件であったが、29年中は333件と大幅に減少しており、同法の制定は、防犯性能の高い建物部品の開発・普及とあいまって、侵入犯罪の未然防止に大きく寄与していると考えられる。

ピッキング用具

サムターン回し

図表特－13　特殊開錠用具を使用した侵入強盗及び侵入窃盗の認知件数の推移（平成16～29年）

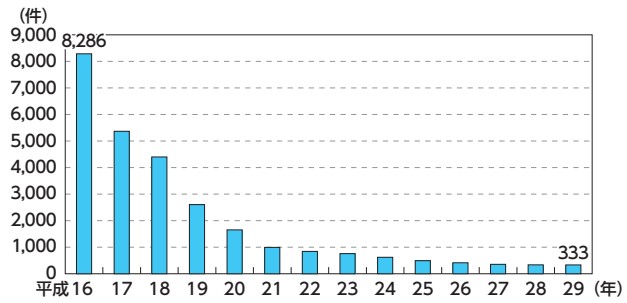

MEMO 空き交番対策

事件、事故等の増加やパトロールの強化等により、交番勤務員の不在が常態化する「空き交番」が多数生じ、交番の機能回復が求められていた。平成15年12月に犯罪対策閣僚会議において策定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」では、「平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止」のための施策として、「「空き交番の解消」と交番機能の強化」が掲げられ、政府を挙げて取り組む課題として、交番で勤務する地域警察官の増加、交番の配置の見直し、交番相談員の活用、パトカーによる支援等の取組が進められた。警察では、現在も事件・事故の発生状況、地域住民の意見・要望等を踏まえた交番機能の強化に努めており、近年の交番等における相談取扱件数の増加にみられるように、交番は、地域住民の安全と安心のよりどころとなっている。

パトカーによる支援と交番相談員

CASE

大阪府警察では、ひったくり、路上強盗等の街頭犯罪が多発していたことを受けて、街頭犯罪対策を一元的かつ総合的に推進するための組織として、14年１月、本部長を長とする「大阪府警察街頭犯罪総合対策本部」とその運営を専門的に行う組織として「街頭犯罪対策室」を本部に設置し、警察署には署長を長とする「警察署街頭犯罪対策本部」を設置した。同室では、街頭犯罪の多くが少年によるものであることに着目し、非行少年グループの検挙・補導活動を重点とした少年非行対策、ひったくり等に対する検挙対策、共同危険行為等禁止違反事件の検挙を主眼とした暴走族対策等を推進し、一定の成果を収めた。

CASE

広島県警察では、暴走族対策を強化することによって、集団暴走を減少させるとともに、暴走族等の資金獲得手段として敢行されることが多かったひったくり等の街頭犯罪を封圧するため、13年10月、暴走族特別取締本部を設置して取締りを徹底することとし、その後、14年４月には、交通、生活安全、刑事の各部門を統合して、「暴走族・少年犯罪対策課」を設置し、暴走族の取締りや離脱対策等を推進した。その結果、ひったくりの認知件数が大幅に減少するなどの効果があった。

2 地方公共団体及び民間事業者の取組(注)

（1）生活安全条例の制定

深刻な犯罪情勢を受けて、自ら犯罪対策に取り組む地方公共団体も急速に増加していった。

都道府県においては、犯罪防止の基本理念や地方公共団体、地域住民等の責務を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策、推進体制等について規定する、いわゆる生活安全条例の制定がみられ始め、平成14年４月、都道府県としては初めて、大阪府において、犯罪防止を主たる目的とした「大阪府安全なまちづくり条例」が施行された。その後、15年１月には広島県で、同年４月には滋賀県及び茨城県で、同年10月には東京都で同様の生活安全条例が施行されるなど、全国において制定の動きが広がり、現在、46都道府県において生活安全条例が制定されている。また、全国の市区町村の大半においても生活安全条例が制定されている。

多くの地方公共団体においては、生活安全条例に基づき、犯罪対策のための体制が強化されたほか、条例に基づく推進計画や指針を策定したり、各種取組を推進・評価するため、地方公共団体のほか、警察、民間事業者、地域住民等から構成される会議を設置したりするなど、各地方公共団体の実情に応じて様々な取組が推進されている。

CASE

大阪府では、特にひったくり、強盗及び強制わいせつの発生が増加し、13年には刑法犯認知件数が全国で最多の約32万7,000件となるなど急激に犯罪情勢が悪化していた。このような情勢を踏まえ、14年、「大阪府安全なまちづくり条例」が制定され、同条例の目的を実現するため、大阪府知事部局、大阪府警察、民間団体等で構成される「大阪府安全なまちづくり推進会議」が設置された。毎年１回開催される同会議の総会では、その時々の犯罪情勢に応じた目標を設定し、大阪府全体の安全なまちづくりに向けた取組が推進されている。同会議を中心とした各種取組を推進した結果、29年中の大阪府の刑法犯認知件数は、ピーク時である13年の３分の１以下となるなど、犯罪情勢が改善している。

図表特－14　条例に基づく取組の概要

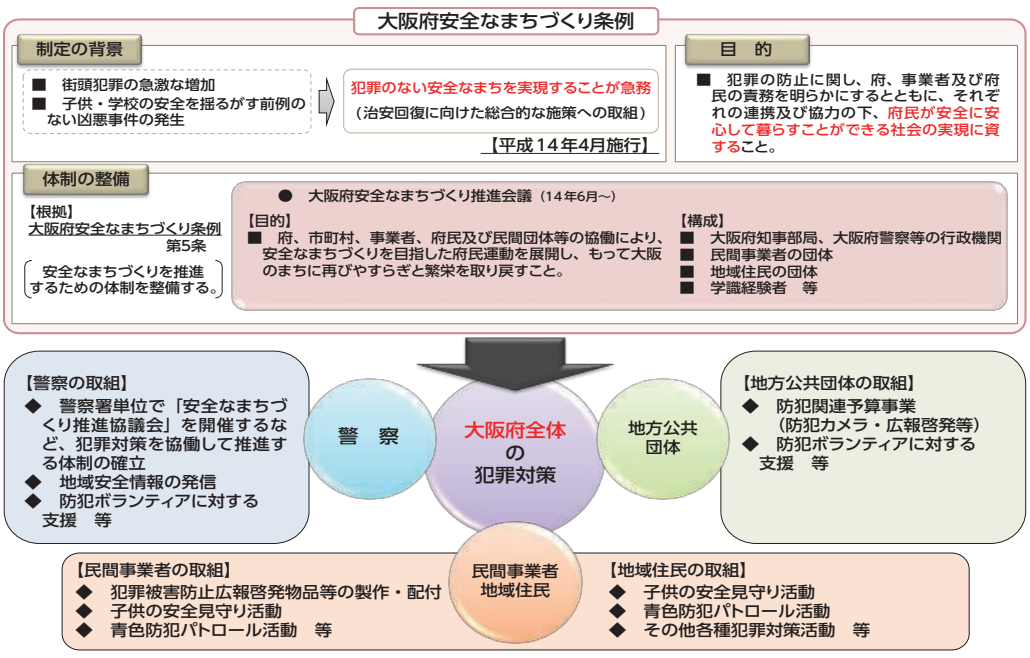

注：防犯ボランティア団体の活動等の地域住民による取組については、101頁参照

（２）街頭防犯カメラの設置

街頭防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効であることから、地域の安全安心を確保するための手段として、多くの地方公共団体において、犯罪の発生状況等に応じて街頭防犯カメラの設置を推進しているほか、自治会、商店街等による街頭防犯カメラの設置について、機器の購入、設置工事等に要する費用を支援する取組を行っている。

例えば、東京都では、地域の防犯意識の向上のため、自治会、商店街等が防犯カメラを設置する際、区市町村と共に、その経費の一部の補助を行っているほか、区市町村に対し、通学路や区市町村立公園に防犯カメラを設置する際の経費について補助を行っており、これらの事業により設置された防犯カメラは、平成29年度末現在、累計１万7,000台を超えている。また、一部の区市町村では、防犯カメラの維持管理に要する経費についても補助を行っている。

警察では、地方公共団体や自治会、商店街等による街頭防犯カメラの設置について、適正かつ効果的な設置・管理のために必要な情報提供、助言を行うなどの支援を行っている。

CASE

大阪府守口市では、子供や女性を狙った犯罪を防止し、市民の安全を確保することを目的として、通学路等を中心に、同市内全域に無線通信式防犯カメラ1,000台を設置し、28年10月から運用を開始した。29年中の大阪府内の刑法犯認知件数は前年比で12.4%減少した一方、同市内の刑法犯認知件数は前年比で21.7%減少しており、街頭防犯カメラの設置が一定の効果を上げていると考えられる。

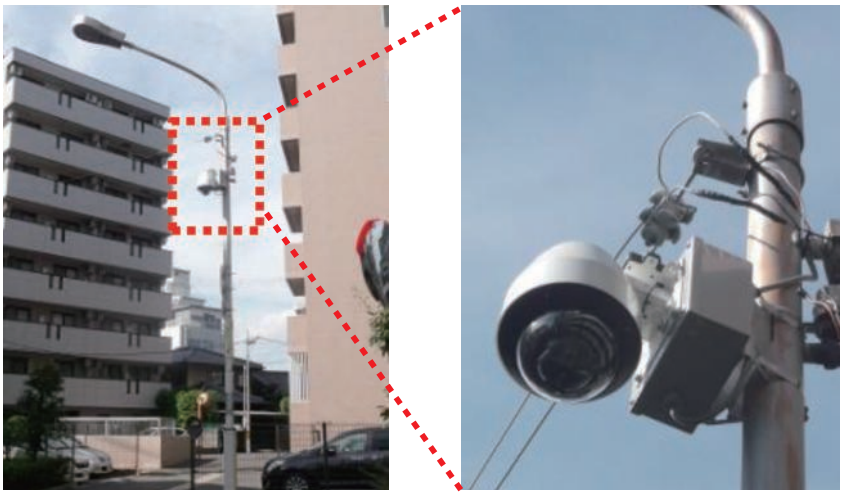

防犯カメラの設置状況

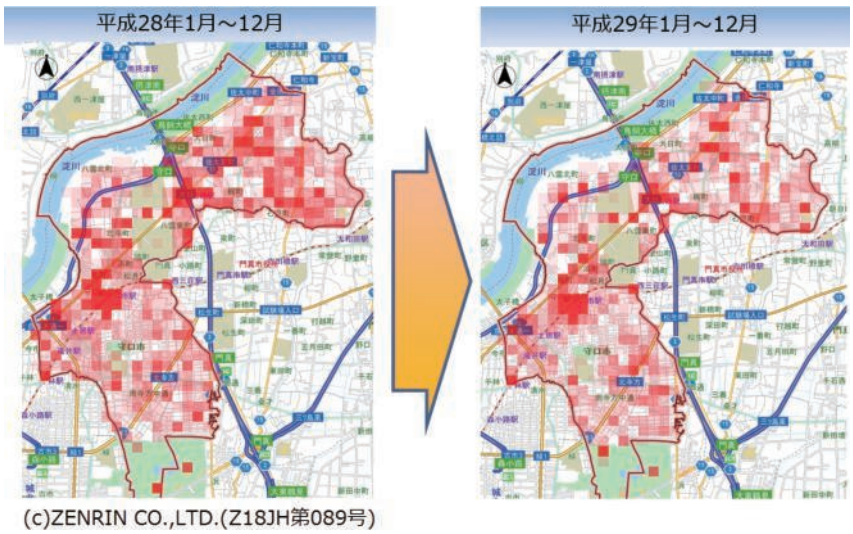

大阪府守口市内の刑法犯認知件数の変化の状況

（3）個別の犯罪手口に対応した対策の推進

❶ 侵入窃盗対策

警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体から構成される「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、平成16年４月から、侵入までに５分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品（CP部品）を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表するなどして、CP部品の普及に努めており、目録には30年３月末現在で17種類3,377品目が掲載されている。

こうした部品の開発及び普及もあって、14年以降、侵入窃盗、中でも空き巣の認知件数は大きく減少しており、空き巣の侵入手段別では、16年と比較して、特殊開錠用具の利用は98.4%、ガラス破りは83.9%減少と、70.9%減少した無締りと比べて大きく減少している。

図表特－15　侵入窃盗の手口別認知件数の推移（平成14～29年）

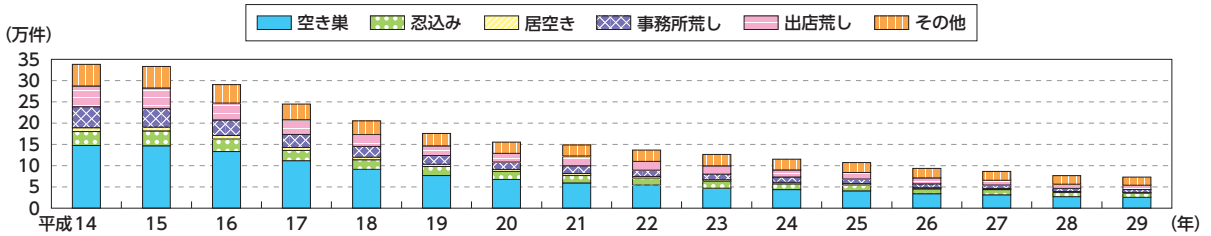

区分＼年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
認知件数（件）	338,294	333,233	290,595	244,776	205,463	175,728	155,270	148,771	136,749	126,382	115,328	107,313	93,566	86,373	76,477	73,122
空き巣	147,500	146,808	133,159	111,700	91,461	76,894	67,526	59,350	54,536	46,899	43,661	40,716	34,171	31,430	27,113	25,557
忍込み	32,860	34,893	29,456	24,159	22,442	21,154	18,827	17,465	16,184	16,409	13,649	13,790	11,188	12,251	9,903	9,552
居空き	8,976	8,772	8,376	7,086	6,120	5,442	4,842	4,788	3,932	3,700	3,702	3,315	2,761	2,410	2,233	1,918
事務所荒し	49,411	43,686	36,511	30,465	25,181	20,347	17,459	18,069	14,829	13,363	12,383	10,804	9,146	8,279	7,254	6,864
出店荒し	48,719	48,526	39,739	34,573	27,718	22,821	20,299	23,036	20,494	19,078	16,459	15,163	13,844	11,319	9,887	10,061
その他	50,828	50,548	43,354	36,793	32,541	29,070	26,317	26,063	26,774	26,933	25,474	23,525	22,456	20,684	20,087	19,170

図表特－16　空き巣の侵入手段別認知件数の推移（平成16～29年）

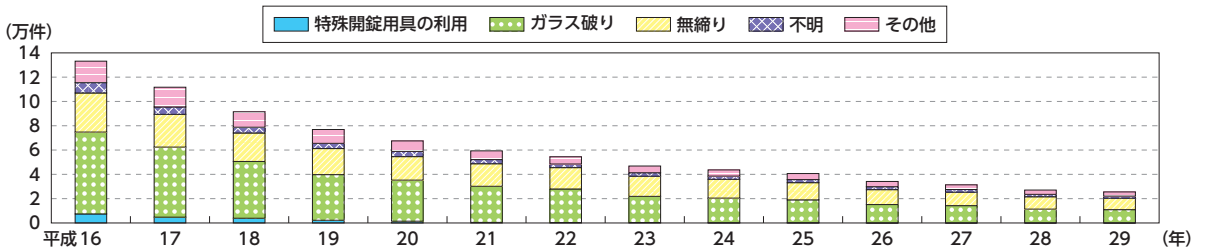

区分＼年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
認知件数（件）	133,159	111,700	91,461	76,894	67,526	59,350	54,536	46,899	43,661	40,716	34,171	31,430	27,113	25,557
特殊開錠用具の利用	7,434	4,755	3,844	2,258	1,415	491	382	329	248	189	152	156	118	119
ガラス破り	67,444	57,677	46,729	37,495	33,825	29,674	27,613	21,525	20,155	18,854	14,981	14,099	11,265	10,862
無締り	32,161	26,963	23,485	21,478	19,406	18,616	17,522	16,662	15,481	14,085	12,248	11,076	10,210	9,344
不明	8,452	6,044	4,768	4,354	4,277	3,444	3,026	2,829	2,647	2,622	2,467	2,159	1,932	1,775
その他	17,668	16,261	12,635	11,309	8,603	7,125	5,993	5,554	5,130	4,966	4,323	3,940	3,588	3,457

❷ 乗り物盗対策

自動車盗の認知状況の推移は、図表特－17のとおりである。

警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省及び民間19団体から構成される「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」では、「自動車盗難等防止行動計画」（14年１月策定、28年12月改定）に基づき、例えば、イモビライザ(注)の装着を促進しており、自動車の生産台数に占めるイモビライザ装着車の割合は増加傾向にある。

こうした取組もあり、自動車保有台数１万台当たりの自動車盗の認知件数は、15年をピークにほぼ一貫して減少している。

図表特－17　自動車盗の認知件数及び自動車保有台数１万台当たりの自動車盗の認知件数の推移（平成14～29年）

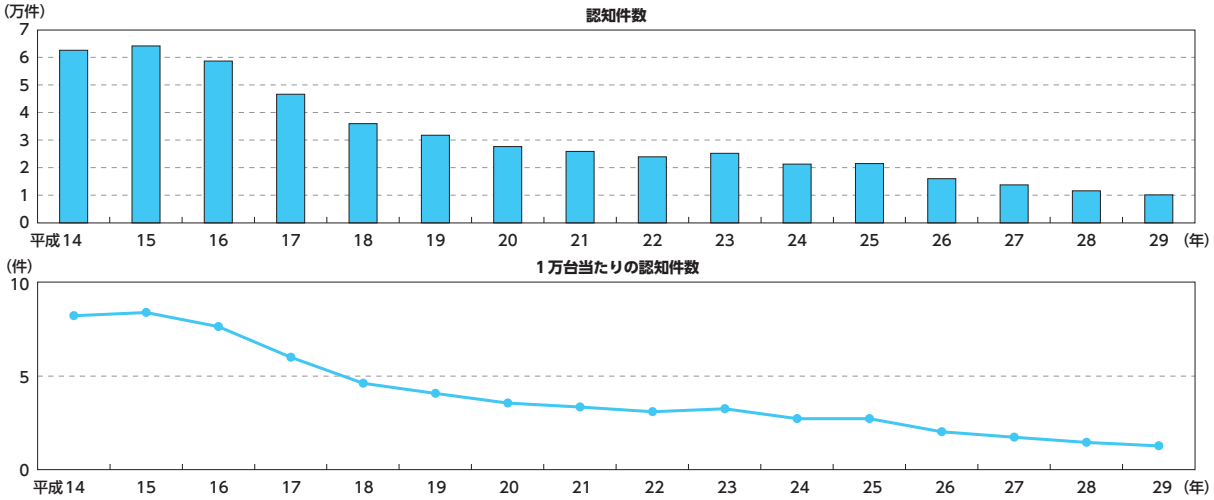

区分＼年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
認知件数（件）	62,673	64,223	58,737	46,728	36,058	31,790	27,668	25,960	23,970	25,238	21,319	21,529	16,104	13,821	11,655	10,213
１万台当たりの認知件数（件）	8.2	8.4	7.6	6.0	4.6	4.1	3.5	3.3	3.1	3.2	2.7	2.7	2.0	1.7	1.5	1.3

注：算出に用いた台数は、道路運送車両法第４条の登録自動車及び同法第60条による車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車の保有台数（国土交通省統計資料「自動車保有車両数月報」（各年12月末現在））並びに小型特殊自動車の保有台数（総務省統計資料「軽自動車税に関する調」（各年７月１日現在）及び国土交通省統計資料「陸運統計要覧」（各年４月１日現在））による。

図表特－18　自動車のイモビライザ装着別生産台数の推移（平成14～28年）

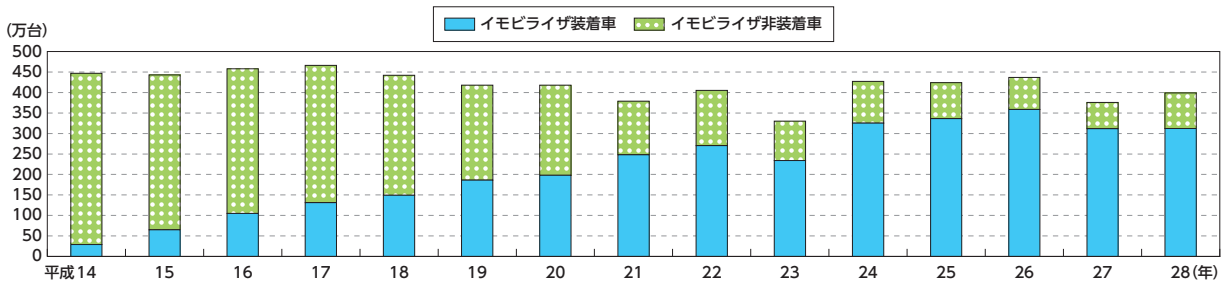

区分＼年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
イモビライザ装着車（台）	293,091	650,418	1,046,081	1,305,384	1,486,608	1,857,423	1,976,358	2,479,435	2,695,489	2,341,086	3,249,380	3,358,108	3,593,568	3,124,633	3,115,633
イモビライザ非装着車（台）	4,179,829	3,784,241	3,528,076	3,349,856	2,934,161	2,317,584	2,202,032	1,309,117	1,354,405	963,273	1,016,613	876,766	784,385	640,061	874,589

注：数値は、一般社団法人日本自動車工業会の調査による。

注：エンジンキーに埋め込まれた送信機から発するIDコードと、車両本体の電子制御装置にあらかじめ登録されたIDコードが一致しなければ、エンジンが始動しない電子式盗難防止装置

オートバイ盗の認知状況の推移は、図表特－19のとおりである。オートバイ盗の認知件数は、元年以降25万件前後で推移していたが、警察庁の要請を踏まえ、12年以降、業界団体がハンドルロックとイグニッションスイッチを一体化したコンビロックや、鍵を抜いた状態でも鍵穴が露出しないようにするキーシャッタの採用等の盗難防止対策を推進したことなどにより、14年以降大幅に減少している。

キーシャッタ

図表特－19　オートバイ盗の認知件数及びオートバイ保有台数1,000台当たりのオートバイ盗の認知件数の推移（平成14～29年）

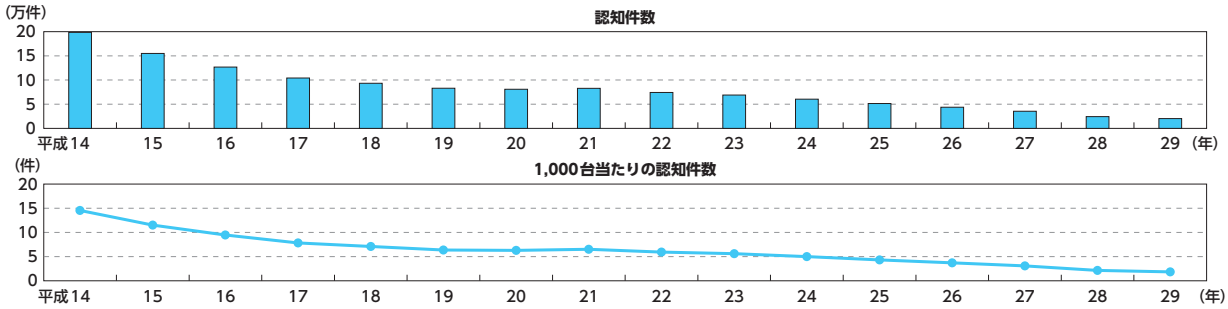

区分＼年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
認知件数(件)	198,642	154,979	126,717	104,155	93,294	83,028	80,857	82,811	74,278	68,852	60,405	51,442	43,720	35,486	24,304	20,184
1,000台当たりの認知件数(件)	14.6	11.5	9.5	7.8	7.1	6.4	6.3	6.5	5.9	5.6	5.0	4.3	3.7	3.1	2.2	1.8

注：算出に用いた台数は、道路運送車両法第60条による車両番号の指定を受けた小型二輪自動車及び同法第97条の３による車両番号の指定を受けた検査対象外軽自動車（軽二輪車）の保有台数（国土交通省統計資料「自動車保有車両数月報」（各年12月末現在））並びに原動機付自転車の保有台数（総務省統計資料「軽自動車税に関する調」（各年７月１日現在）及び国土交通省統計資料「陸運統計要覧」（各年４月１日現在））による。

自転車盗の認知件数の推移は、図表特－20のとおりである。14年の自転車盗の認知件数は51万件を超えており、刑法犯認知件数の２割近くを占め、その減少は大きな課題であったことから、警察庁の要請を踏まえ、12年以降、業界団体において、馬てい錠の鍵について、プレス型から不正開錠に強いシリンダー型への日本工業規格(JIS)の改正や同型の普及が促進された。こうした取組の結果、14年以降、自転車盗の認知件数は減少傾向にあり、施錠していなかった自転車の盗難被害の減少率（40.6%）に比べ、施錠していた自転車の盗難被害の減少率（72.7%）は高くなっており、対策の効果を裏付けている。

馬てい錠

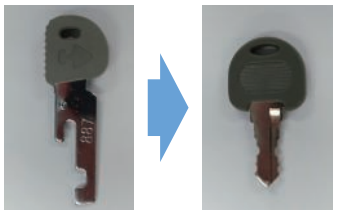
プレス型　シリンダー型

図表特－20　自転車盗の施錠状態別認知件数の推移（平成14～29年）

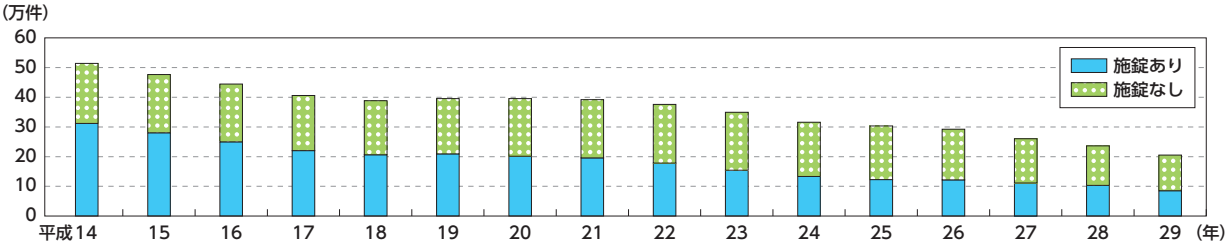

区分＼年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
認知件数（件）	514,120	476,589	444,268	406,104	388,463	395,344	395,495	392,098	376,066	349,215	316,063	303,273	292,221	260,530	236,215	205,381
施錠あり	311,787	280,444	249,951	220,210	206,182	209,312	201,081	195,975	178,276	154,460	133,440	122,764	121,884	111,198	103,423	85,259
施錠なし	202,333	196,145	194,317	185,894	182,281	186,032	194,414	196,123	197,790	194,755	182,623	180,509	170,337	149,332	132,792	120,122

❸ 自動販売機ねらい対策

自動販売機ねらいの認知件数及び「堅牢化自動販売機」（飲料・たばこ）の台数の推移は、図表特－21のとおりである。自動販売機は、一般社団法人日本自動販売システム機械工業会により、これまで段階的に堅牢化が進められており、非電動工具による盗難対策としてVer. 1が８年に、電動工具による盗難対策としてVer. 2が12年に、Ver. 2の構造を更に強化したVer. 3が15年に導入された。これに伴い、自動販売機ねらいの被害は著しく減少している。

図表特－21　自動販売機ねらいの認知件数及び「堅牢化自動販売機」（飲料・たばこ）の台数の推移（平成14～29年）

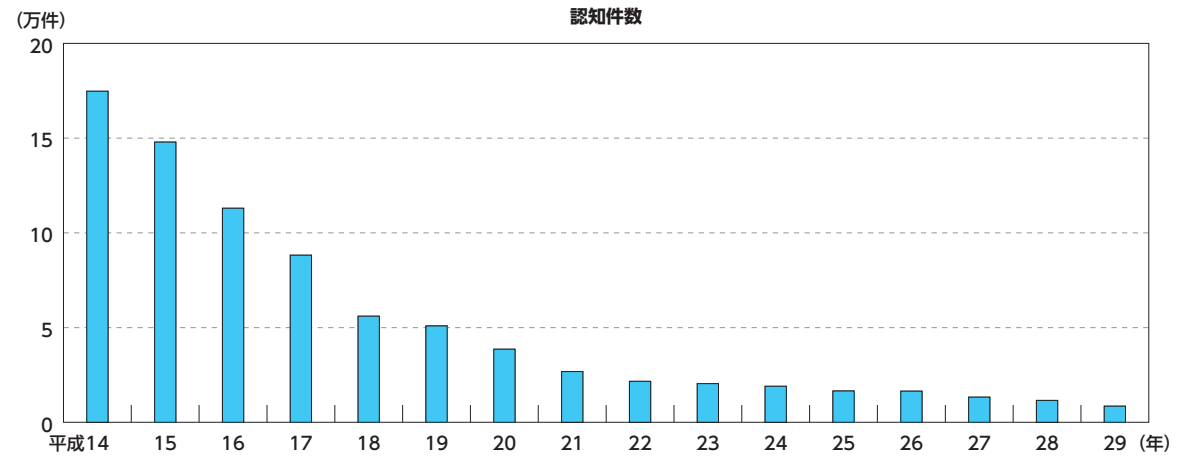

年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
認知件数(件)	174,718	147,878	112,965	88,180	55,981	50,846	38,555	26,765	21,603	20,393	18,989	16,508	16,404	13,242	11,533	8,486

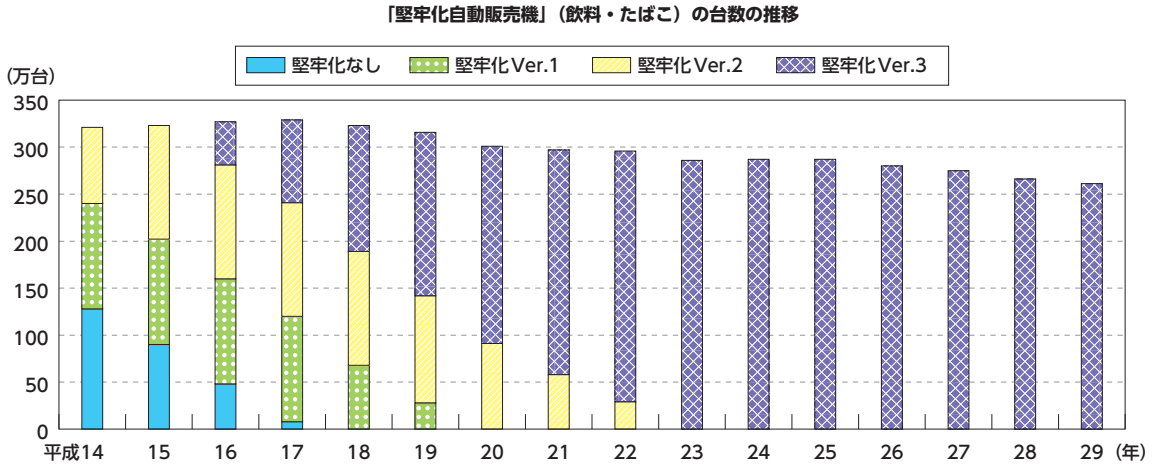

区分＼年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
堅牢化なし(万台)	128	90	48	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堅牢化Ver.1(万台)	112	112	112	112	68	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堅牢化Ver.2(万台)	81	121	121	121	121	114	91	58	29	0	0	0	0	0	0	0
堅牢化Ver.3(万台)	0	0	46	88	134	174	210	239	267	286	287	287	280	275	266	261

注：数値は、一般社団法人日本自動販売システム機械工業会の調査による。なお、１万台未満を四捨五入している。

❹ 侵入強盗対策

侵入強盗の認知件数の推移は、図表特－22のとおりである。21年にコンビニ強盗の認知件数が前年比で大きく増加したことなどから、同年には侵入強盗の認知件数が増加に転じたものの、ピーク時である15年（2,865件）以降減少傾向にあり、29年中は588件であった。

警察では、コンビニエンスストアや金融機関等を対象とした強盗対策として、防犯体制、現金管理の方法、店舗等の構造、防犯設備等について基準を定め、警察官の巡回や機会を捉えた防犯訓練等を実施している。

図表特－22　侵入強盗の認知件数の推移（平成14～29年）

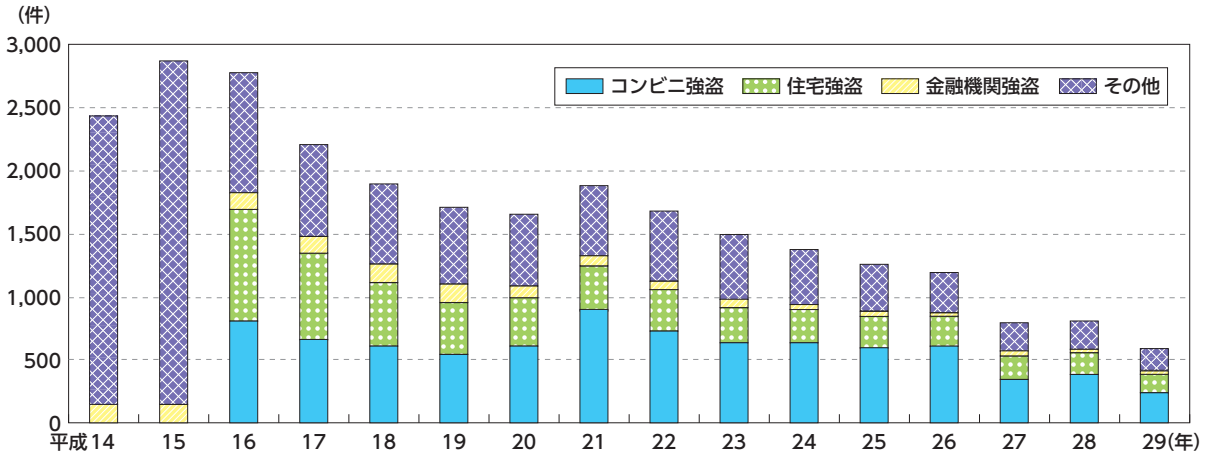

区分＼年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
認知件数（件）	2,436	2,865	2,776	2,205	1,896	1,700	1,649	1,896	1,685	1,494	1,372	1,254	1,195	790	811	588
コンビニ強盗	—	—	812	664	610	544	611	898	724	631	627	590	607	341	384	245
住宅強盗	—	—	882	675	498	408	384	348	337	276	265	255	232	190	175	147
金融機関強盗	146	148	131	131	149	142	85	85	71	66	35	39	31	33	27	26
その他	2,290	2,717	951	735	639	606	569	565	553	521	445	370	325	226	225	170

注：14年及び15年は、コンビニ強盗及び住宅強盗をその他に計上している。

CASE

埼玉県警察では、29年８月、埼玉県コンビニエンス・ストア防犯協議会及び一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会と協力し、コンビニエンスストア８社と合同でコンビニ強盗の対処訓練を実施して、コンビニ強盗発生時の適切な110番通報の要領等について研修を行った。また、同年11月には、防犯対策連絡会議を開催し、コンビニエンスストア各社の代表者等に対して防犯対策の講話を行うなど、コンビニエンスストア業界全体の防犯意識の高揚を図っている。

コンビニ強盗の対処訓練の状況

3 犯罪情勢をめぐる社会的背景

（１）平成14年にかけての刑法犯認知件数の増加

平成14年にかけて、街頭犯罪及び侵入犯罪を中心として、刑法犯認知件数が大幅に増加した理由を明確に述べることは困難であるが、その背景には、経済情勢、社会環境の変化等の様々な要因が複雑に絡み合ったものがあったと考えられる。そこで、刑法犯認知件数の増加に影響を与えたと考えられる要因について、いくつかの調査結果等を紹介する。

例えば、世論調査(注１)によれば、図表特－23のとおり、「社会全般のモラルが低下している」と感じる20歳以上の者の割合は、昭和63年は27.2％であったが、平成17年は57.8％と２倍以上に増加していた。

図表特－23　「社会全般のモラルが低下している」と感じる20歳以上の者の割合の推移（昭和63～平成27年）

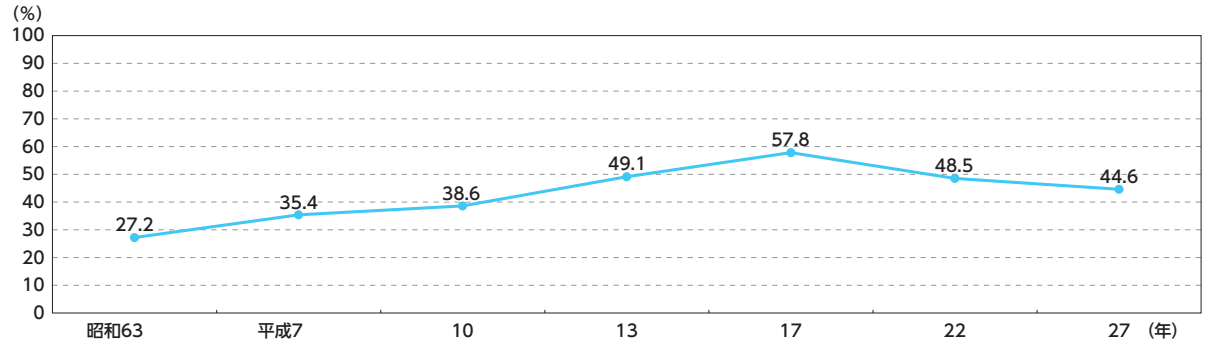

また、我が国では、従来、近隣関係を中心とする地域社会において、強固な連帯意識や帰属意識が形成されていたところ、少子高齢化の進展、地方から都市部への人口流入等に伴い、地域社会における人間関係の希薄化が進み、社会の防犯機能が低下したと考えられる。例えば、警察の捜査活動等に関する世論調査(注２)と防犯に関する調査(注3)の結果を比較すると、図表特－24のとおり、近所付き合いの範囲について「町内」と回答した者は大幅に減少し、「付き合いなし」と回答した者は増加した。また、他人のことは干渉したくないと考える者が大幅に増加するなど、地域住民間の意思疎通や共同活動が減少していたと考えられる。

図表特－24　近所付き合いの範囲等の推移（昭和44年及び平成14年）

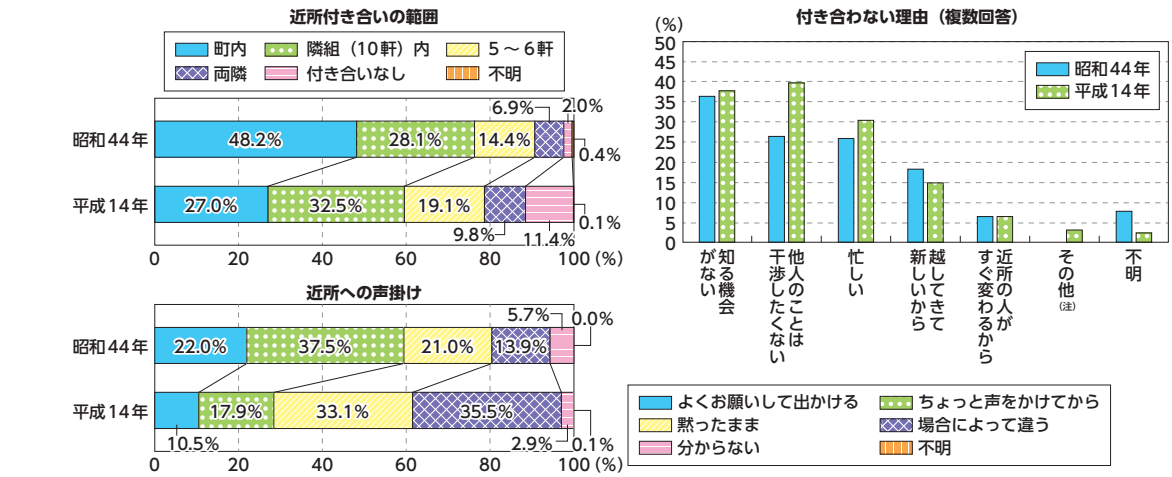

注：昭和44年の調査では、選択肢にない。

注１：「少年非行問題に関する世論調査」（昭和63年）、「少年非行問題に関する世論調査」（平成７年）、「青少年の非行等問題行動に関する世論調査」（10年）、「少年非行問題等に関する世論調査」（13年）、「少年非行等に関する世論調査」（17年）、「少年非行に関する世論調査」（22年）及び「少年非行に関する世論調査」（27年）
２：内閣総理大臣官房広報室（当時）の調査で、昭和44年に実施されたもの
３：公益財団法人日工組社会安全研究財団の調査で、平成14年に実施されたもの

さらに、犯罪白書[注1]によれば、窃盗は、金品の取得を直接的な目的とする利欲的な犯罪の典型であり、窃盗犯は何らかの経済的事情を動機や背景事情として抱えていることの多い犯罪類型であることなどから、雇用情勢の変化が窃盗の認知件数の推移に与える影響は少なくないとされている。

図表特－25のとおり、元年以降の完全失業率[注2]の推移については、３年以降上昇を続け、14年に最も高くなっており、その後、20年から21年にかけて再び上昇したものの、同年以降は低下している。

図表特－25　完全失業率の推移（平成元～29年）

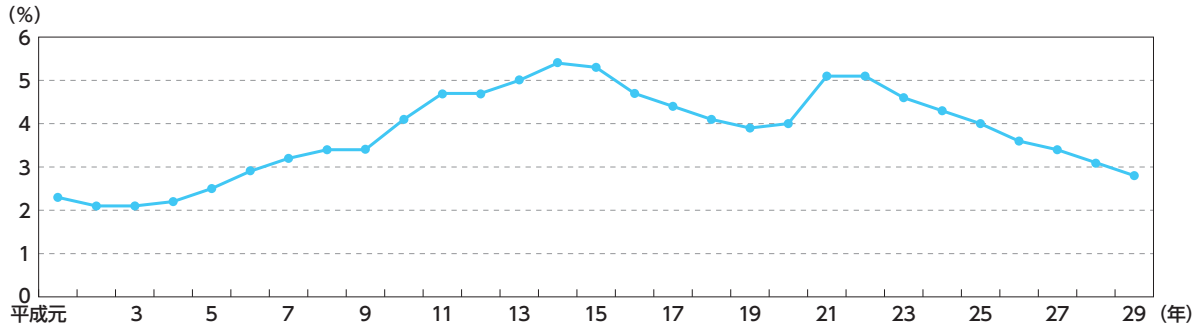

注：数値は、総務省「労働力調査」による。

（２）平成14年以降の刑法犯認知件数の減少

平成14年以降、街頭犯罪及び侵入犯罪が大幅に減少した要因を明確に述べることは困難であるが、官民一体となった総合的な犯罪対策が効果を上げたほか、人口構造の変化や少年の意識の変化をはじめとした様々な社会情勢の変化も背景にあるものと考えられる。

犯罪対策については、15年以降、政府・警察の取組、生活安全条例の制定、街頭防犯カメラの設置等、社会全体で犯罪を未然に防ぐための取組が進められた。また、自動車盗対策のためのイモビライザの普及、自転車盗対策のための不正開錠に強い鍵の規格化、自動販売機ねらい対策のための自動販売機の堅牢化等、個別の犯罪手口に焦点を当てた対策も次々に講じられた。

刑法犯認知件数が減少した背景として考えられる社会的要因としては、少子高齢化の進展により、人口１万人当たりの検挙人員が相対的に多い若者の人口が継続して減少していることが挙げられる。元年以降、人口１万人当たりの検挙人員は常に14歳から19歳までが最も多く、次いで20歳から29歳までとなっており[注3]、若い世代ほど多くなっているところ、年齢層別人口の推移は図表特－26のとおりであり、14歳から19歳まで及び20歳から29歳までの人口は減少している。

図表特－26　年齢層別人口の推移(平成元年、14年及び29年)

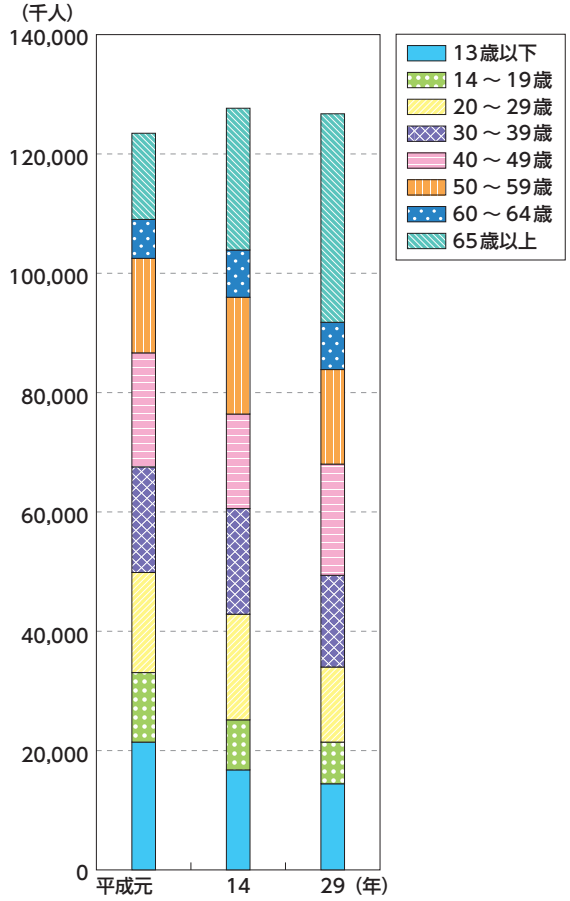

注：算出に用いた人口は、総務省統計資料「国勢調査」又は「人口推計」（各年10月１日現在人口（12年までは補完補正人口、13年以降は補完補正を行っていないもの））による。

注１：26年版犯罪白書（http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/61/nfm/mokuji.html）
２：労働力人口に占める完全失業者の割合
３：6、7頁参照

また、近年の若者の意識や行動の変化について、例えば、全国学力・学習状況調査(注1)によれば、図表特－27のとおり、近年の若者には規範意識の向上がみられる。さらに、消費者白書(注2)によれば、図表特－28のとおり、近年の若者は、消費支出が減少傾向にあるほか、全国都市交通特性調査(注3)によれば、図表特－29のとおり、若者の外出率が低下し、１日当たりの移動回数が高齢者を下回るなど、以前より外出しなくなっている傾向がみられる。

図表特－27　中学校３年生の規範意識の推移（平成19年度、24年度及び29年度）

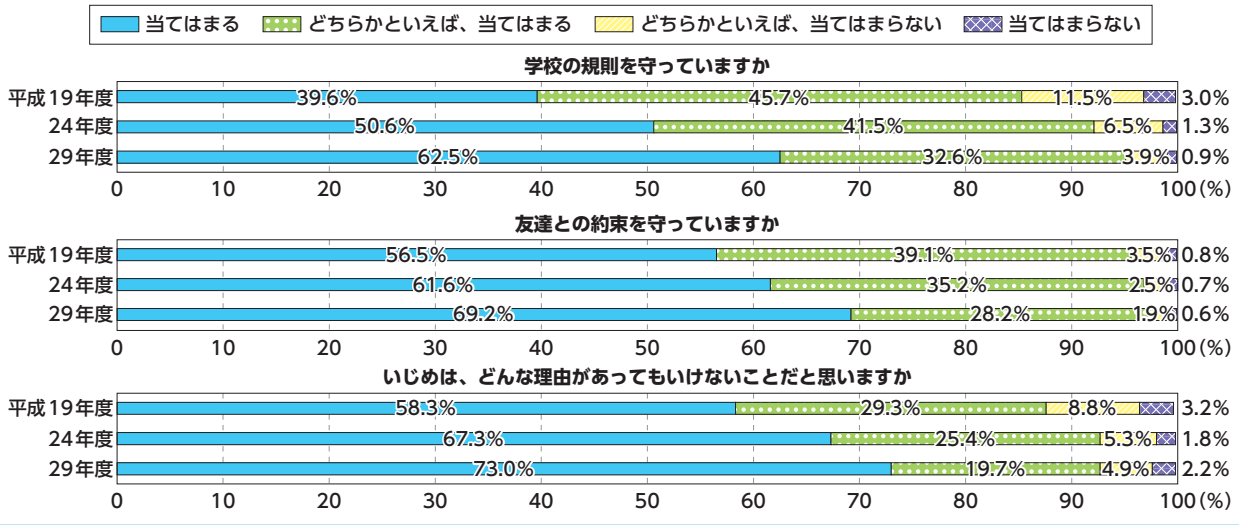

図表特－28　30歳未満（単身世帯）の者の１か月当たりの消費支出の推移（平成11～26年）

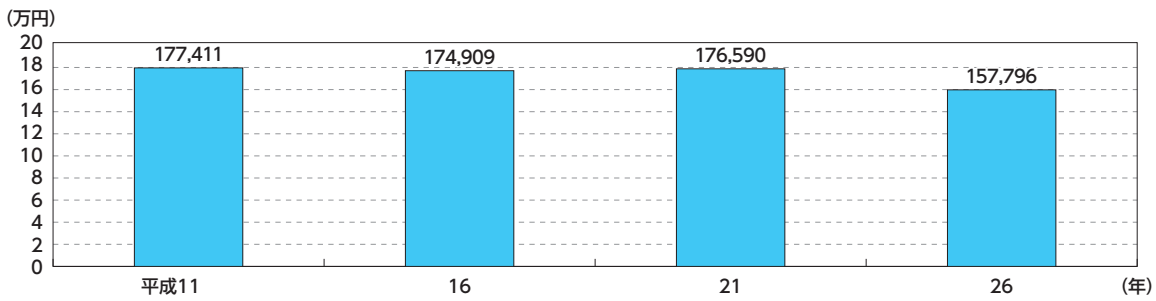

注：数値は、総務省「全国消費実態調査」による。

図表特－29　20歳代の外出率（昭和62～平成27年）及び1日当たりの移動回数（平成４年、17年及び27年）の推移

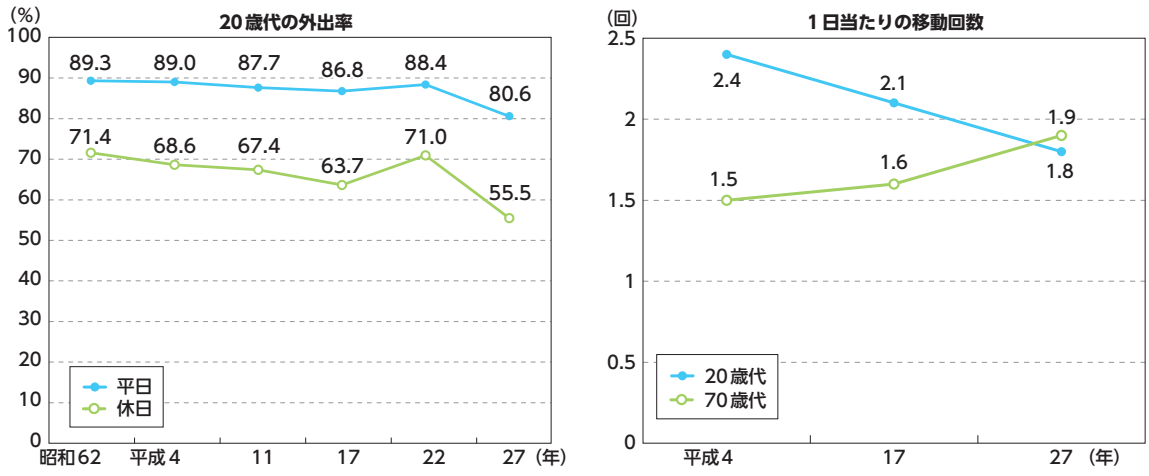

注１：国立教育政策研究所の調査で、毎年度実施されているもの（https://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html）
２：29年版消費者白書（http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/#white_paper_2017）
３：国土交通省の調査（https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000033.html）

さらに、犯罪白書(注1)における若年犯罪者(注2)に対する意識調査の結果をみると、図表特－30のとおり、社会に対する満足度に関して肯定的な回答をした者の割合は、一般青少年(注3)に比べ、若年犯罪者は低い。同様に、家庭生活に対する満足度に関して肯定的な回答をした者の割合も、一般青少年に比べ、若年犯罪者は低い。

また、若年犯罪者のうち約７割の者が、法律で禁じられているような「悪い」ことをしようと思ったとき、家族が心のブレーキになると回答している。

図表特－30　一般青少年及び若年犯罪者による社会に対する満足度及び家庭生活に対する満足度

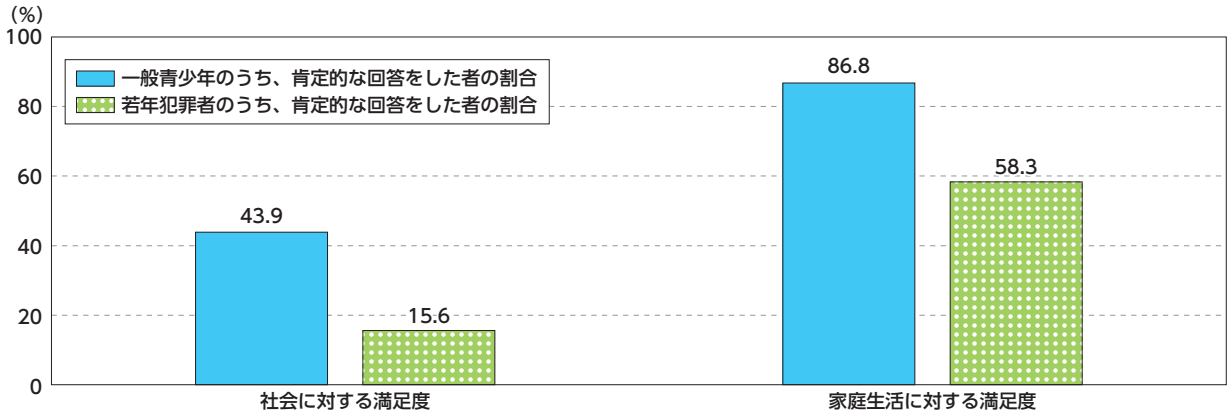

一方、国民生活に関する世論調査(注4)によれば、図表特－31のとおり、現在の生活に対する満足度について、以前よりも満足している20歳から29歳までの割合は高くなっている。

また、他の調査(注5)では、図表特－32のとおり、父母に対し、「よくわかってくれる」、「いろいろなことを話す」、「やさしくあたたかい」といった肯定的な評価を行う中学生及び高校生が増加傾向にあるほか、図表特－33のとおり、「とても幸せだ」と思っている中学生及び高校生も増加傾向にある。

図表特－31　現在の生活に対する満足度の推移（20～29歳）（平成14年及び29年）

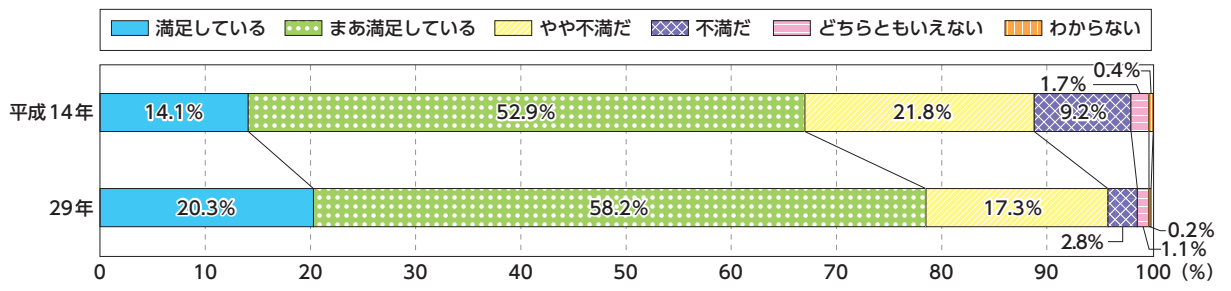

注１：23年版犯罪白書（http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/58/nfm/mokuji.html）
２：23年３月中に全国の刑事施設において刑執行開始時の処遇調査を終了し、又は刑執行開始時の指導に編入された30歳未満の受刑者439人のうち、調査協力に同意した者372人（回答者の平均年齢24.7歳）
３：調査結果は、内閣府「第８回世界青年意識調査報告書」（21年３月）による。
４：内閣府の調査で、毎年実施されているもの（https://survey.gov-online.go.jp/index-ko.html）
５：「NHK中学生・高校生の生活と意識調査2012」

図表特－32　中学生及び高校生の父母に対する評価の推移（平成14年及び24年）

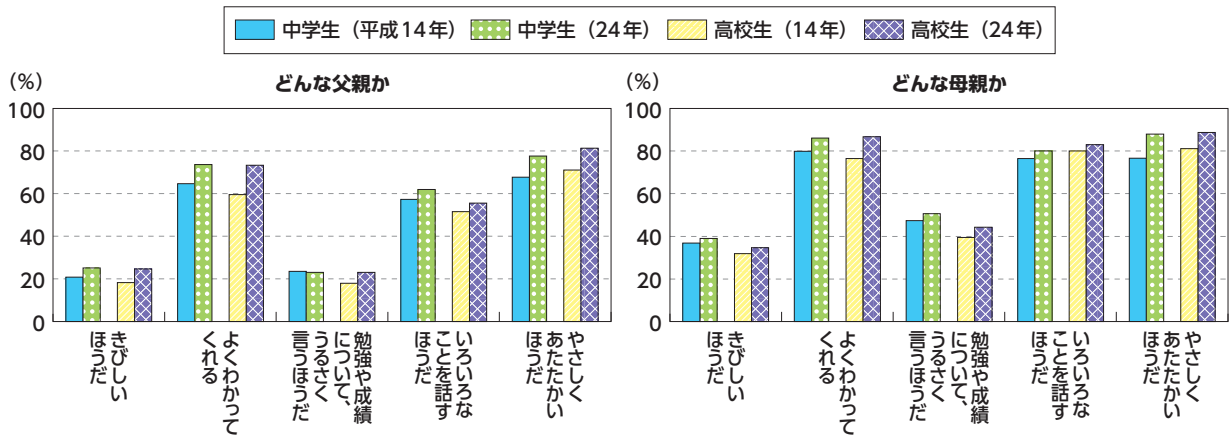

図表特－33　「とても幸せだ」と思っている中学生及び高校生の割合の推移（昭和57～平成24年）

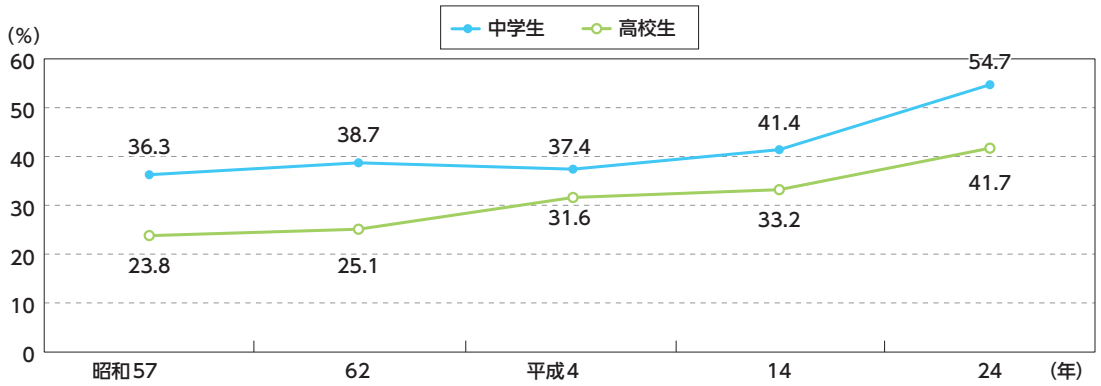

以上のとおり、近年の若者については、規範意識が高まり、消費支出のほか、外出率や移動回数が減少傾向にあることがうかがわれる。また、若年犯罪者については、家族が心のブレーキになると認識している者が多い一方で、一般青少年と比較して社会や家庭生活に対する満足度が低い傾向がみられるところ、近年の若者のうち、現在の生活に満足している、父母を肯定的に評価している、あるいは、「とても幸せだ」と思っている者が増加し、社会や家庭生活に不満を抱く若者が減少していることがうかがわれる。若者の人口自体が減少していることに加え、近年の若者の意識や行動の変化が、若者による犯罪の減少に影響していることは否定できず、刑法犯認知件数の減少の要因の一つとなっていると考えられる。

このように、街頭犯罪及び侵入犯罪が大幅に減少し、14年以降の15年間に刑法犯認知件数が約194万件減少した背景には、官民一体となった総合的な犯罪対策のほか、人口構造の変化その他の様々な社会的要因も背景にあるものと考えられる。

FEATURE
第3節

新たな課題への対応と今後の展望

街頭犯罪及び侵入犯罪に重点を置いて官民一体となった犯罪対策を推進した結果、刑法犯認知件数がピーク時の３分の１以下にまで減少するなど、治安情勢に一定の改善がみられた一方で、これまでの街頭犯罪及び侵入犯罪に重点を置いた犯罪対策では捉えられない治安事象が生じていると考えられる。近年、人身安全関連事案が増加傾向にあるほか、振り込め詐欺をはじめとする高齢者を標的とした特殊詐欺(注１)の被害が深刻な状況にある。また、サイバー犯罪(注２)が多発するなどサイバー空間における脅威が増大し、こうした犯罪に対する国民の不安も高まっており、対策が求められている。本節では、治安に関する国民の意識を紹介するとともに、これらの犯罪の現状及び対策を概観する。

1 治安に関する国民の意識

（1）体感治安について

治安に関する世論調査(注３)によれば、「あなたは、現在の日本が、治安がよく、安全で安心して暮らせる国だと思いますか」との問いに対して、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と答えた者は80.2％と、24年の59.7％から上昇した。また、「そう思わない」又は「どちらかといえばそう思わない」と答えた者は、18.9％と、同年の39.4％から低下した。

また、「あなたは、ここ10年間で日本の治安はよくなったと思いますか。それとも悪くなったと思いますか」との問いに対して、「よくなったと思う」又は「どちらかといえばよくなったと思う」と答えた者は35.5％と、24年の15.8％から上昇した。一方、「悪くなったと思う」又は「どちらかといえば悪くなったと思う」と答えた者は60.8％と、依然として相当の割合を占めている。

図表特－34　治安に関する国民の意識の推移（平成16～29年）

問：あなたは、現在の日本が、治安がよく、安全で安心して暮らせる国だと思いますか。

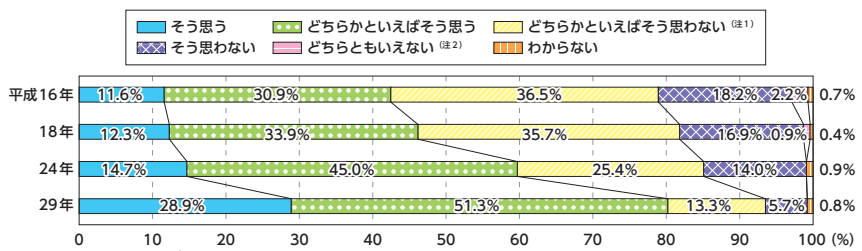

注１：16年の調査及び18年の調査では、「あまりそう思わない」となっている。
注２：24年の調査及び29年の調査では、選択肢にない。

問：あなたは、ここ10年間で日本の治安はよくなったと思いますか。それとも悪くなったと思いますか。

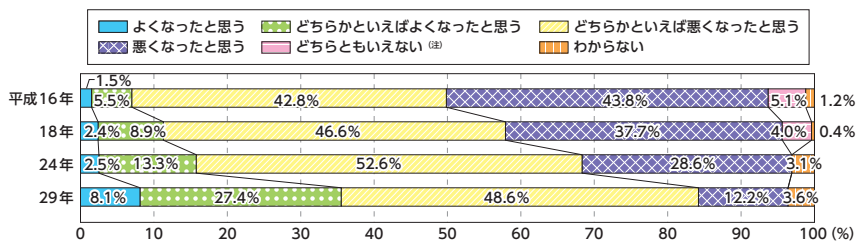

注：24年の調査及び29年の調査では、選択肢にない。

注１：被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝を含む。）の総称
２：高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪
３：内閣府の調査で、平成29年９月に全国の18歳以上の日本国籍を有する者3,000人に対して実施されたもの（https://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h29/h29-chian.pdf）。また、内閣府は16年７月、18年12月及び24年７月に、全国の20歳以上の日本国籍を有する者3,000人に対して同様の調査を実施している。

（２）国民が不安に感じる犯罪等について

治安に関する世論調査では、「あなたが、自分や身近な人が犯罪に遭うかもしれないと不安になる場所はどこですか」との問いに対して、「インターネット空間」と答えた者が61.1％で最も多かった。また、「あなたが、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪は何ですか」との問いに対して、「インターネットを利用した犯罪」と答えた者が60.7％と、平成16年と比較して大幅に上昇し、初めて最も多くなった。また、「振り込め詐欺や悪質商法などの詐欺」及び「ストーカー行為」についても、大幅に上昇している。

図表特－35　自分や身近な人が犯罪に遭うかもしれないと不安になる場所及び不安になる犯罪に関する調査結果の推移（平成16～29年）

問：あなたが、自分や身近な人が犯罪に遭うかもしれないと不安になる場所はどこですか。（複数回答）

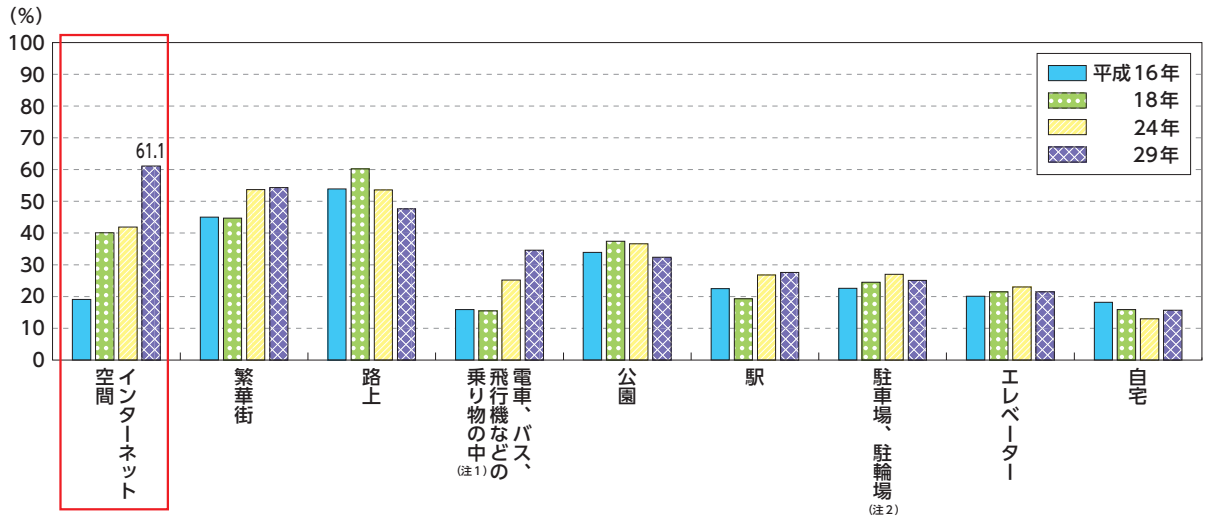

注１：16年の調査及び18年の調査では、「電車や飛行機などの乗り物の中」となっている。
注２：16年の調査及び18年の調査では、「駐車場」となっている。

問：あなたが、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪は何ですか。（複数回答）

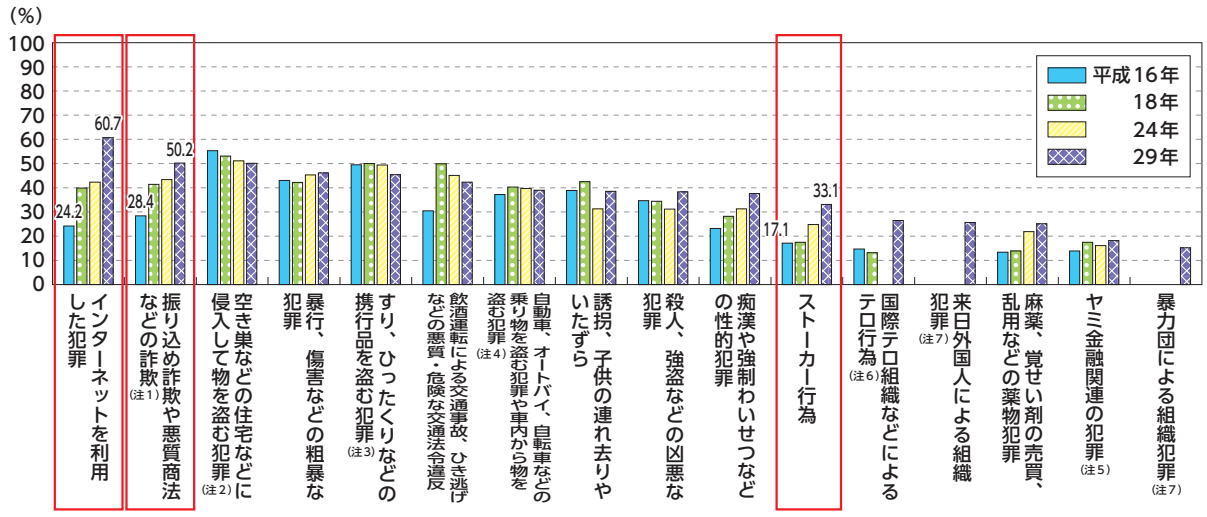

注１：16年の調査では、「いわゆる『オレオレ詐欺』や悪質商法などの詐欺」となっている。
注２：16年の調査及び18年の調査では、「自宅に入る空き巣などの犯罪」となっている。
注３：16年の調査及び18年の調査では、「すり、ひったくりなどの犯罪」となっている。
注４：16年の調査及び18年の調査では、「自動車、オートバイなどの乗り物盗や車内の物を盗む車上ねらい」となっている。
注５：16年の調査及び18年の調査では、「ヤミ金融事犯」となっている。
注６：24年の調査では、選択肢にない。
注７：16年の調査、18年の調査及び24年の調査では、選択肢にない。

また、同調査では、「あなたが、警察に特に力を入れて取り締まってほしい犯罪は何ですか」との問いに対して、「インターネットを利用した犯罪」が51.2%で最も多かったほか、「殺人、強盗などの凶悪な犯罪」が51.1%、「振り込め詐欺や悪質商法などの詐欺」が48.8%となっている。

図表特－36　警察に特に力を入れて取り締まってほしい犯罪に関する調査結果の推移（平成16～29年）

問：あなたが、警察に特に力を入れて取り締まってほしい犯罪は何ですか。（複数回答）

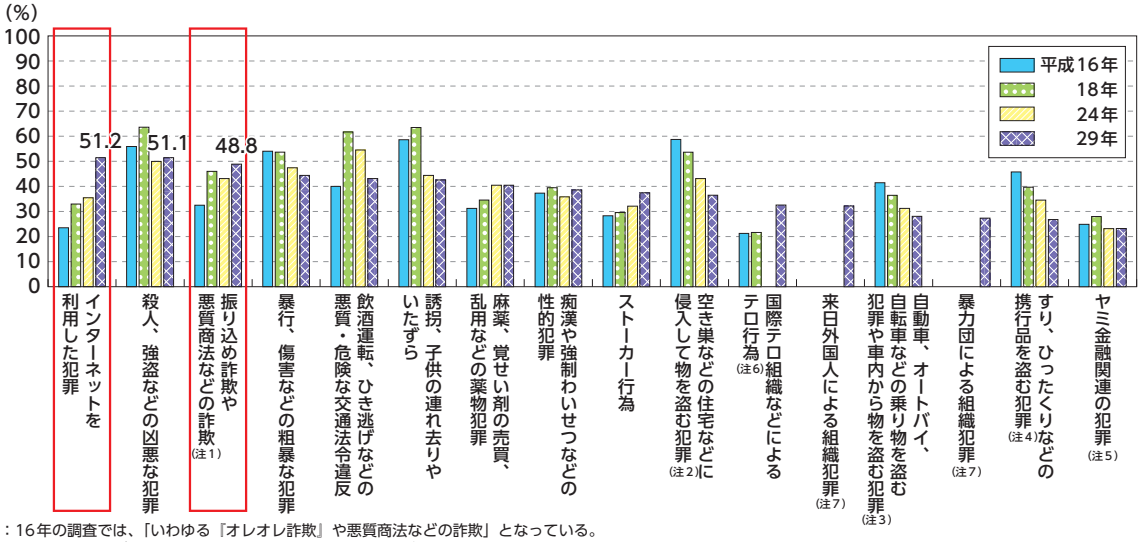

注１：16年の調査では、「いわゆる『オレオレ詐欺』や悪質商法などの詐欺」となっている。
注２：16年の調査及び18年の調査では、「住宅に入る空き巣などの犯罪」となっている。
注３：16年の調査及び18年の調査では、「自動車、オートバイなどの乗り物盗や車内の物を盗む車上ねらい」となっている。
注４：16年の調査及び18年の調査では、「すり、ひったくりなどの犯罪」となっている。
注５：16年の調査及び18年の調査では、「ヤミ金融事犯」となっている。
注６：24年の調査では、選択肢にない。
注７：16年の調査、18年の調査及び24年の調査では、選択肢にない。

さらに、「あなたは、犯罪の取締り以外に、犯罪被害を防ぐために、警察が、今後、特に力を入れるべき活動として、どのようなものを望みますか」との問いに対しては、「制服警察官によるパトロール」（48.3%）、「街頭や施設等の公共の場所における防犯カメラの設置に対する支援」（45.3%）、「インターネット空間におけるパトロール（サイバーパトロール）」（42.4%）等が上位を占めている。特に、「インターネット空間におけるパトロール（サイバーパトロール）」については、16年と比較して大幅に上昇している。

図表特－37　警察が今後特に力を入れるべき活動に関する調査結果の推移（平成16年及び29年）

問：あなたは、犯罪の取締り以外に、犯罪被害を防ぐために、警察が、今後、特に力を入れるべき活動として、どのようなものを望みますか。（複数回答）(注1)

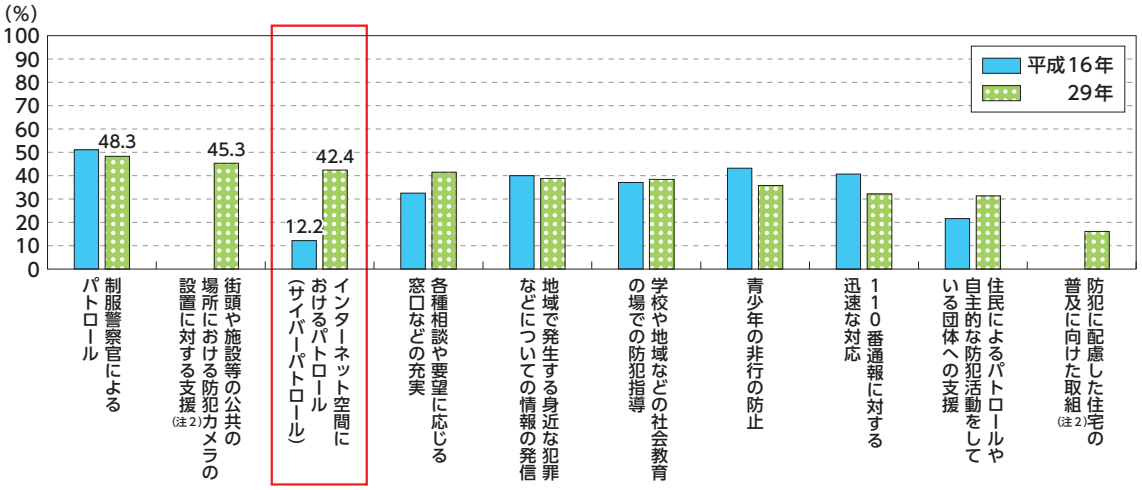

注１：16年の調査では、「あなたは、犯罪の取締り以外に警察が、今後、特に力を入れるべき活動として、どのようなものを望みますか。（複数回答）」となっている。
注２：16年の調査では、選択肢にない。

これらの調査結果から、刑法犯認知件数の減少が体感治安の改善につながっている一方で、新たな形態の犯罪、特に、近年増加しているインターネットを利用した犯罪、振り込め詐欺や悪質商法等の詐欺、ストーカー事案等に対する国民の不安が高まっており、警察に対してこうした犯罪への対策が求められていることがうかがわれる。

2 新たな課題への対応

人身安全関連事案は、恋愛感情や家族間の人間関係等に起因し、主として個人の私的な関係性や私的領域の中で生じる事案である。また、特殊詐欺やサイバー犯罪は、主として加害者が被害者と対面することなく敢行される非対面型犯罪である。これらの犯罪は、刑法犯認知件数が減少していく一方で、徐々にその問題が顕在化しており、最近では、SNS(注１)を悪用して被害者を自宅へ誘い込み殺害するなど、SNS等のインターネット上のやり取りから凶悪犯罪に至る事例もみられるほか、情報通信技術の普及・進展に伴い、スマートフォン等が犯罪に悪用される事例も多くみられるようになっている。

これまで治安上の課題となっていた街頭犯罪及び侵入犯罪とは異なる特徴を持つこれらの犯罪については、従来の犯罪対策とは異なる対策を的確に講じていく必要がある。

本項では、こうした新たな課題への対応について、現状と対策を概観する。

（１）人身安全関連事案

❶ 現状

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等(注２)の相談等件数の推移は図表特－38及び図表特－39のとおりである。29年中のストーカー事案の相談等件数及び配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、いずれも、ストーカー規制法(注３)及び配偶者暴力防止法(注４)の施行以降、最多となった。

図表特－38　ストーカー事案の相談等件数の推移（平成14～29年）

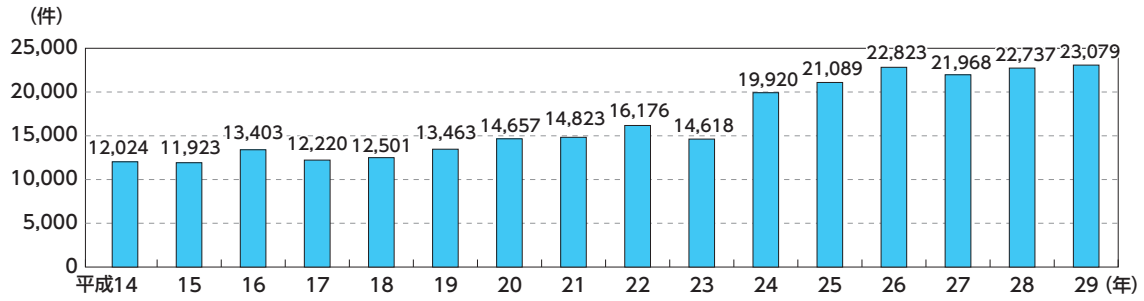

注：ストーカー事案には、執拗（よう）なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。

図表特－39　配偶者からの暴力事案等の相談等件数の推移（平成14～29年）

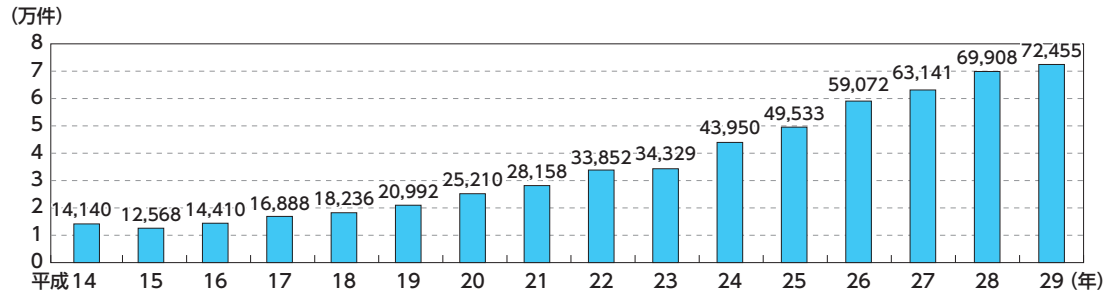

注：配偶者からの暴力事案等は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数を指す。

注１：Social Networking Serviceの略。ウェブサイト内で多数人とコミュニケーションがとれるウェブサイト等のうち、出会い系サイトを除いたものの総称
２：平成25年６月に成立した配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、26年１月３日以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上している。
３：ストーカー行為等の規制等に関する法律
４：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

児童虐待事件については、29年中の検挙件数は1,138件、検挙人員は1,176人と、統計をとり始めた11年以降、過去最多となった。また、態様別検挙件数をみると、身体的虐待が全体の約８割を占めている。

また、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は年々増加しており、29年中は過去最多の６万5,431人となった。態様別では、特に心理的虐待の増加が著しく、29年中は４万6,439人と全体の約７割を占めている。

図表特－40　児童虐待事件の態様別検挙件数の推移（平成15～29年）

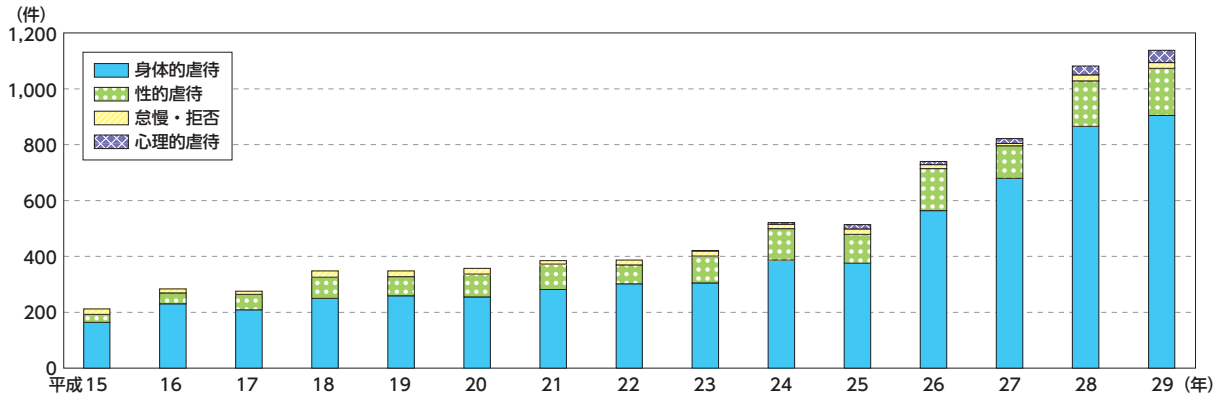

区分＼年次	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
検挙件数（件）	212	284	275	348	348	357	385	387	421	521	514	740	822	1,081	1,138
身体的虐待	164	230	209	250	259	255	282	302	305	387	376	564	679	866	904
性的虐待	29	39	55	75	69	82	91	67	96	112	103	150	117	162	169
怠慢・拒否	19	15	11	23	20	20	12	18	19	16	19	15	8	22	21
心理的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	16	11	18	31	44

図表特－41　警察から児童相談所に通告した児童数の推移（平成18～29年）

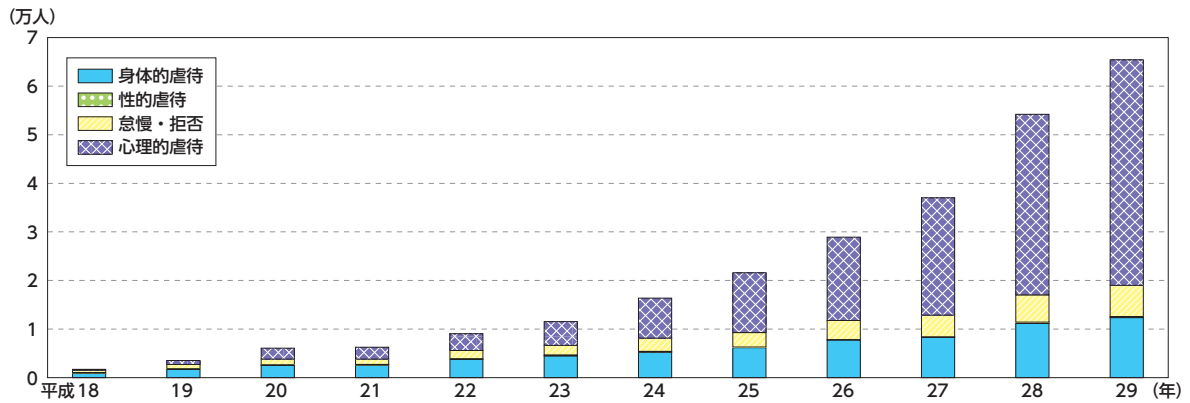

区分＼年次	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
通告人員（人）	1,703	3,516	6,066	6,277	9,038	11,536	16,387	21,603	28,923	37,020	54,227	65,431
身体的虐待	968	1,734	2,508	2,558	3,754	4,484	5,222	6,150	7,690	8,259	11,165	12,343
性的虐待	91	86	117	149	129	150	163	149	177	171	251	251
怠慢・拒否	476	880	1,196	1,137	1,701	2,012	2,736	2,960	3,898	4,431	5,628	6,398
心理的虐待	168	816	2,245	2,433	3,454	4,890	8,266	12,344	17,158	24,159	37,183	46,439

さらに、近年、個人の私的な関係性や私的領域の中で生じる犯罪について、例えば、暴行及び傷害の検挙件数を被疑者と被害者の関係別にみると、被疑者と被害者の間に面識がある場合が増加傾向にある。

暴行については、被疑者と被害者の間に面識がない場合が減少傾向にある一方、面識がある場合は増加傾向にあり、暴行の検挙件数に占める面識がある場合の割合は、14年から29年にかけて36.1％から52.6％に上昇した。

傷害については、14年から29年にかけて、被疑者と被害者の間に面識がない場合は減少傾向にある一方、面識がある場合は横ばいで推移した。その結果、同期間の傷害の検挙件数全体に占める面識がある場合の割合は53.4％から67.1％に上昇した。

図表特－42　暴行の被疑者と被害者の関係別検挙件数の推移（平成元～29年）

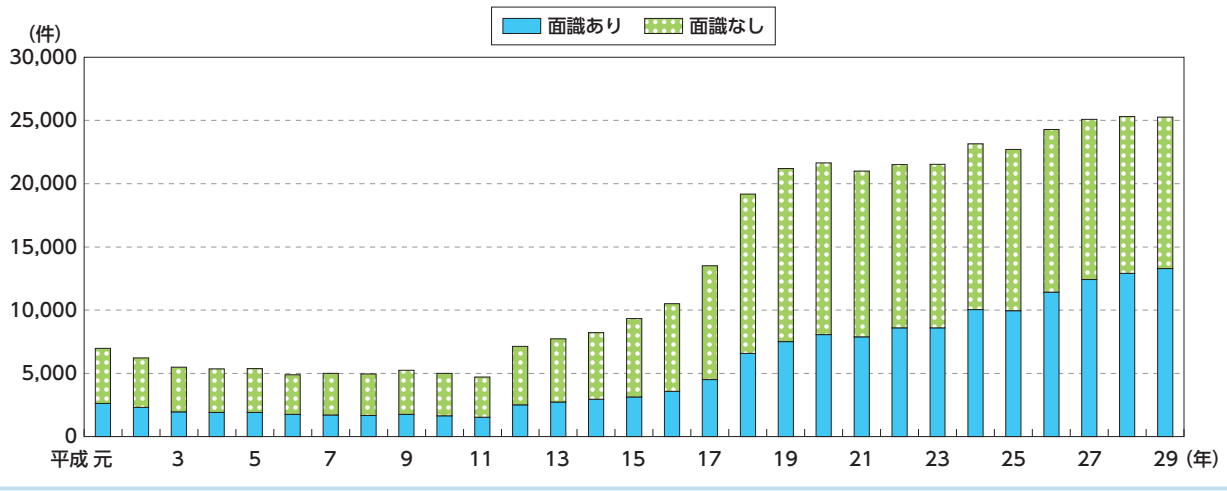

図表特－43　傷害の被疑者と被害者の関係別検挙件数の推移（平成元～29年）

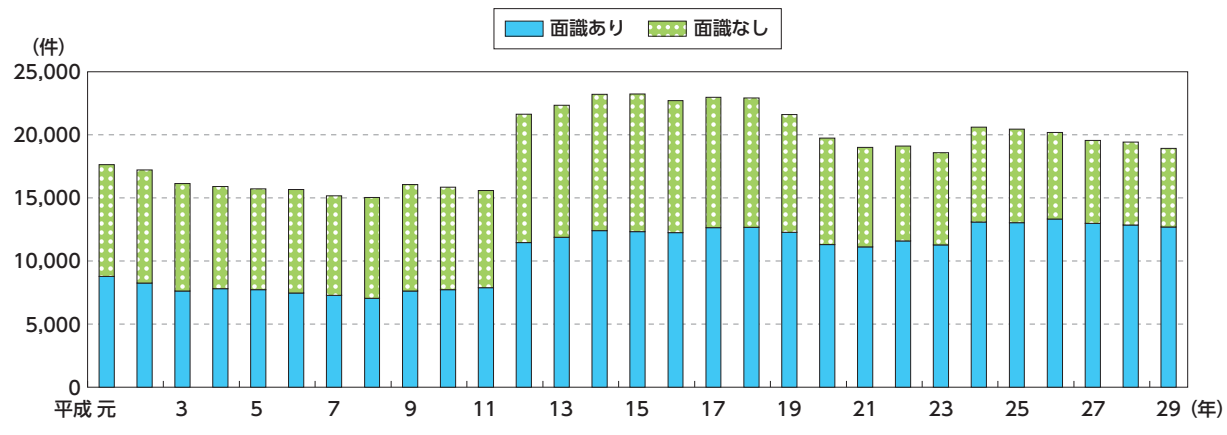

❷ ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への対策

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等は、恋愛感情のもつれ等の私的な人間関係に起因する事案であり、情報技術の進展等を背景としたコミュニケーション手段の変化や対人関係の多様化等により、被害の実態がつかみづらく、潜在化しやすい事案である一方で、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、加害者が、被害者等に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいものである。

警察では、26年４月までに、警視庁及び道府県警察本部において、事案の認知の段階から対処に至るまで、警察署への指導・助言・支援を一元的に行う生活安全部門と刑事部門を総合した体制を構築し、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法等の関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等、組織的な対応を推進している。また、25年から順次、被害者等からの相談に適切に対応できるよう被害者の意思決定支援手続及び危険性判断チェック票を導入している。

さらに、実効性のある対策を行うためには、社会全体での取組が必要であることから、警察庁では、27年３月にストーカー総合対策関係省庁会議が策定したストーカー総合対策、同年12月に閣議決定された「第４次男女共同参画基本計画」等に基づき、関係機関・団体と連携して、被害防止のための広報啓発、加害者に関する取組等を推進している。警察においては、27年度から、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用について公費で負担することとしている(注)ほか、28年度から、警察が加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等の助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医療機関等との連携を推進している。

図表特－44　ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等の対策の経緯

注：216頁参照

CASE

29年６月、女性から、元交際相手の男（26）からつきまとわれているとの相談を受理したことから、同年７月、同男に対してストーカー規制法に基づく警告を実施した。同年９月、同男の母親から同男が行方不明になったという旨の届出を受理したことから、同女性を一時避難させ、同女性の自宅付近の警戒及び捜索を行った。その後、同男を発見し、職務質問を実施したところ、同男が包丁を所持していたことから銃刀法(注1)違反（刃物の携帯）で現行犯逮捕した（徳島）。

男が所持していた包丁

❸ 児童虐待事案への対策

児童虐待は、主に家庭内で発生し、潜在化しやすい事案であることから、警察では、児童の安全確保を最優先とした対応を行っており、児童虐待が疑われる事案を認知した際には、現場臨場等を行い、警察職員が児童の安全を直接確認するように努めているほか、必要な捜査を積極的に行い、児童の死亡等事態が深刻化する前に児童を救出及び保護することができるようにしている。

また、児童を迅速かつ適切に保護するためには、関係機関がそれぞれの専門性を発揮しつつ、連携して対処することが重要となることから、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際の児童相談所への確実な通告の実施、通告に際しての事前照会の徹底等、児童相談所等との情報共有を図るとともに、必要に応じて地域の要保護児童対策地域協議会(注2)に参加するなど、関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講じている。

さらに、事情聴取に伴う児童の負担軽減及び供述の信用性の担保に配慮する必要があることから、児童相談所、検察等の関係機関との更なる連携強化を図り、情報共有を促進するとともに、代表者による聴取を含めた事情聴取方法についての検討・協議等を推進している。

CASE

29年４月、病院から「骨折により搬送された児童が虐待を受けているおそれがある」との通告を受けた児童相談所が児童を一時保護したところ、同児童が母親から暴行を受けた旨を説明したため、児童相談所から警察署に通報があった。児童相談所及び検察庁と協議して、三者の代表者により同児童らから事情聴取を行い、同年７月、同児童の母親（28）を傷害罪で逮捕した（佐賀）。

注１：銃砲刀剣類所持等取締法
２：児童福祉法第25条の２において、地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならないとされている。

（2）非対面型犯罪

❶ 特殊詐欺の現状と対策

平成元年から29年にかけての財産犯(注1)の被害額の推移は、図表特－45のとおりであり、そのうち窃盗が占める割合は、12年の86.4%をピークに、10年から17年にかけて７割以上を占めていたものの、26年には５割を下回り、詐欺による被害額が窃盗を上回った。その後も財産犯の被害額に占める詐欺の割合は、窃盗と同程度で推移している。

財産犯のうち現金被害に限ると、15年まではほぼ毎年窃盗が、16年以降は毎年詐欺が最多となっている。特に24年以降は、財産犯の現金被害額の７割以上を詐欺が占めているが、これは特殊詐欺被害の増加によるものと考えられる。

図表特－45　財産犯の被害額の推移（平成元～29年）

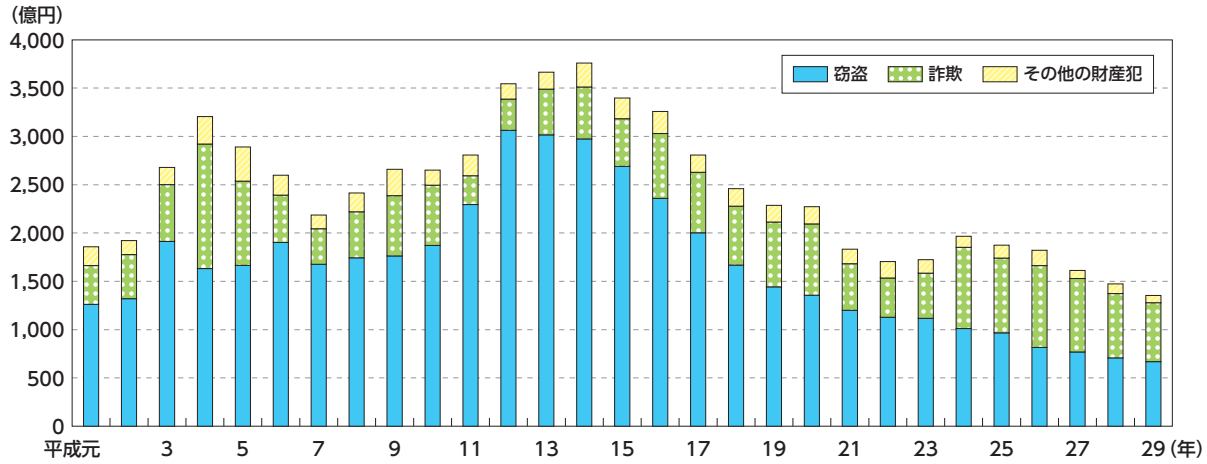

ア　現状

特殊詐欺は、振り込め詐欺（オレオレ詐欺(注2)、架空請求詐欺(注3)、融資保証金詐欺(注4)及び還付金等詐欺(注5)）及び振り込め詐欺以外の特殊詐欺(注6)に分類され、被害者に対面することなく現金等をだまし取ることが多い犯罪であり、犯行の関係箇所が広域に及ぶ上、犯行の役割が細分化されるなど巧妙に組織化され、犯行グループが短期間で離合集散を繰り返すなど、犯行の全容の解明が困難となっている。また、犯行の手口を巧妙化・多様化させているため、最新の手口等に合わせた捜査手法や被害防止の取組を推進する必要があるほか、被害者の多数を占める高齢者の被害防止対策が課題となっている。

特殊詐欺は、15年頃からその発生が目立ち始め、16年に認知件数が約２万5,700件、被害総額が約284億円に達するなど社会問題化したことから、警察では、体制の整備により取締活動を強化したほか、金融機関に対するATM利用限度額の引下げの促進、金融機関職員等と連携した声掛け等の予防活動を推進し、21年には16年の約３分の１まで認知件数が減少した。

しかし、22年以降、認知件数及び被害総額は共に悪化し、26年には被害総額が過去最高の約566億円となった。警察では、取締りの更なる強化、金融機関、郵便・宅配事業者、コンビニエンスストア等の民間事業者と連携した予防活動、犯罪インフラ対策等を行い、被害総額については26年以降減少を続けているものの、認知件数については増加し続けている。

注１：強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領
２：親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補填金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した被害者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺
３：架空の事実を口実に金品を請求する文書を送付して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺
４：融資を受けるための保証金の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺
５：市区町村の職員等を装い、医療費の還付等に必要な手続を装って現金自動預払機（ATM）を操作させて口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺
６：例えば、金融商品等取引名目、ギャンブル必勝法情報提供名目、異性との交際あっせん名目等の詐欺がある。

29年中の特殊詐欺の情勢は、28年に大幅に増加した還付金等詐欺の認知件数が3,129件（前年比553件（15.0%）減少）、被害総額が約35.9億円（前年比約6.7億円（15.8%）減少）と、いずれも減少傾向にあるのに対し、オレオレ詐欺の認知件数が8,496件（前年比2,743件（47.7%）増加）、架空請求詐欺の認知件数が5,753件（前年比2,011件（53.7%）増加）と、いずれも大幅に増加した。

図表特－46　特殊詐欺の認知件数及び被害総額の推移（平成16～29年）

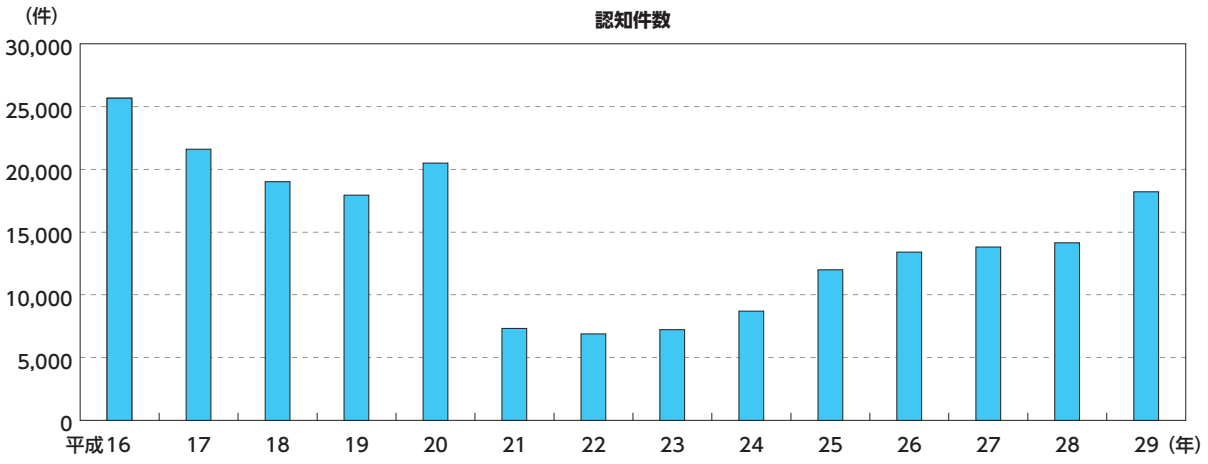

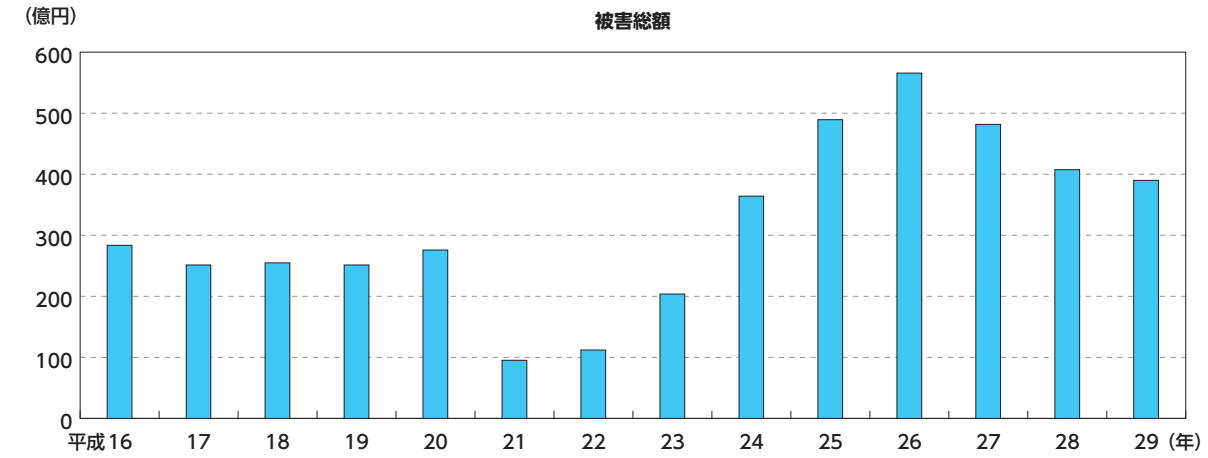

区分＼年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
認知件数(件)	25,667	21,612	19,020	17,930	20,481	7,340	6,888	7,216	8,693	11,998	13,392	13,824	14,154	18,212
被害総額(億円)	283.8	251.5	254.9	251.4	275.9	95.8	112.5	204.0	364.4	489.5	565.5	482.0	407.7	394.7

注：振り込め詐欺以外の特殊詐欺は、22年２月から集計

また、犯行グループは、被害者にとって身近で興味を示しやすい話題を名目としたり、複数の人物が入れ替わり電話をかけて、特殊詐欺と察知されにくい演出を行うなど、だまし方を巧妙化させている。

交付形態別では、キャッシュカードを自宅等に受け取りにきた犯人に被害者が直接手渡すなどの「キャッシュカード手交型」が大幅に増加した。

イ　取締り等の推進

警察では、だまされた振り作戦(注1)の実施等により、被害者の自宅等に現金等を受け取りに行く「受け子」等を検挙するとともに、「受け子」等から得られた供述等を端緒とする上位者への突き上げ捜査を行っている。また、犯行拠点が多く所在する都市部の警察とそれ以外の警察が連携し、効果的な捜査を行うことにより、犯行拠点の摘発や中枢被疑者の検挙等による犯行グループの壊滅に向けた取締りを推進している。

さらに、犯罪インフラを無力化することは、犯行グループの活動の弱体化につながるとともに、被害防止を図る上で極めて重要であることから、悪質な携帯電話事業者の検挙、犯行使用電話の無力化対策等も推進している。具体的には、携帯電話不正利用防止法(注2)に基づく役務提供拒否がなされるよう携帯電話事業者に情報提供を行う(注3)とともに、特殊詐欺に使用された電話番号に対し、繰り返し架電して警告メッセージを流し、当該電話番号を事実上使用できない状態にする「警告電話事業」(注4)を29年度から開始するなど、犯行使用電話の実態に応じた無力化対策を実施している。

図表特－47　特殊詐欺の検挙状況の推移（平成16～29年）

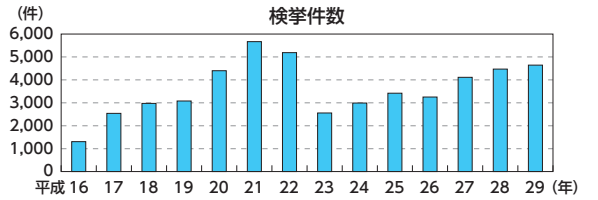

年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
検挙件数（件）	1,305	2,539	2,974	3,079	4,400	5,669	5,189	2,556	2,990	3,419	3,252	4,112	4,471	4,644

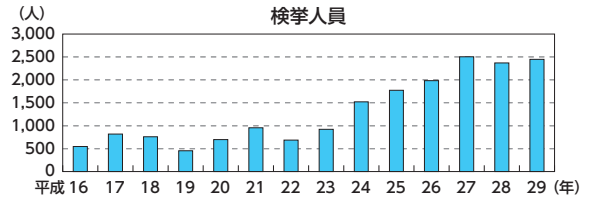

年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
検挙人員（人）	548	819	761	454	699	955	686	923	1,523	1,774	1,985	2,506	2,369	2,448

注：振り込め詐欺以外の特殊詐欺は、23年１月から集計

ウ　官民一体となった予防活動の推進

特殊詐欺被害の防止のためには、広報啓発を一層推進するとともに、関係機関や民間事業者等と協働した取組を推進し、社会全体で特殊詐欺の被害を防止する気運の醸成を図る必要がある。そこで、警察では、各種メディアを通じた広報活動、民間のコールセンター職員による注意喚起、郵便・宅配事業者やコンビニエンスストアに対する協力依頼、金融機関との連携等を推進している。

具体的には、犯行の手口や被害に遭わないための注意点、自宅の固定電話の留守番電話設定及び防犯機能を備えた電話機設置の推奨等を積極的に発信しているほか、安易に携帯電話や預貯金口座を譲渡したり、「受け子」を引き受けないよう注意喚起するポスターを作成するなど広報啓発活動を実施している。また、特殊詐欺の被害者になりやすい高齢者やその子供・孫等に対し、巡回連絡のほか、電話による呼び掛け、地方公共団体職員や防犯ボランティア団体等による個別訪問等により、より直接的・個別的な被害防止を働き掛けている。さらに、郵便・宅配事業者やコンビニエンスストアに対して、被害金が入っていると疑われる荷物の発見・通報を依頼しているほか、金融機関と連携し、特殊詐欺の被害金が出金又は送金されることを防止するため、顧客への声掛けを推進している。このほか、近年多発している還付金等詐欺への対策として、金融機関と連携し、一定年数以上にわたってATMでの振込実績のない高齢者のATM振込限度額をゼロ円又は極めて少額とした上、窓口に誘導して声掛け等を行う取組を推進している。

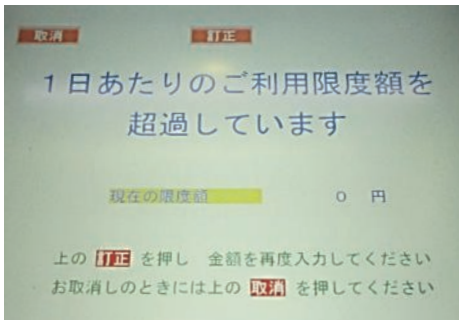

ATM画面の例

注１：特殊詐欺の電話等を受け、特殊詐欺であると見破った場合に、だまされた振りをしつつ、犯人に現金等を手渡しする約束をした上で警察へ通報してもらい、自宅等の約束した場所に現れた犯人を検挙する、国民の積極的かつ自発的な協力に基づく検挙手法
２：携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律
３：110頁参照
４：警告電話事業では、20日間連続して架電することとしており、29年度中、同事業の対象となった5,539番号のうち、20日間で再度犯行に使用されなかったのは4,421番号（79.8％）であった。

図表特－48　声掛け等による特殊詐欺の阻止率(注)の推移（平成20～29年）

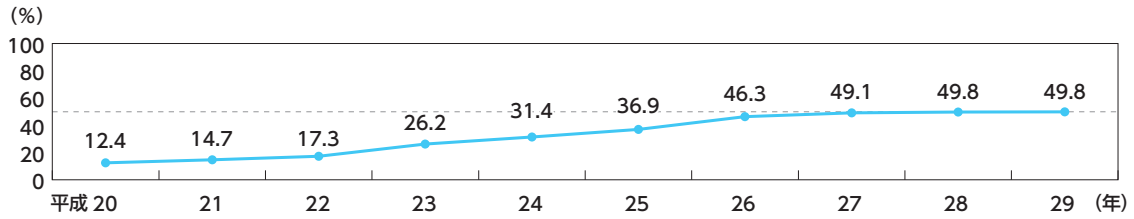

注：阻止件数を認知件数（既遂）と阻止件数の和で除した割合

CASE

80歳代の女性は、市役所職員を名のる被疑者から「医療費の還付金がある」旨の電話を受けたことから、被疑者の指示により、最寄りの金融機関でATMの操作を試みた。しかし、同女性は、同金融機関において実施されているATM振込限度額制限の対象であったことから、被疑者の指示どおりにATMの操作を行うことができなかった。その後、同金融機関の窓口の職員が同女性から説明を聴取し、還付金等詐欺の被害を未然に防止した（富山）。

❷ サイバー犯罪の現状と対策

サイバー犯罪は、地理的・時間的制約を受けることが少なく、短期間のうちに不特定多数の者に被害を及ぼしやすいため、被害拡大の防止、被害の未然防止を図ることが困難である場合がある。また、「Tor」(注1)等の匿名化ツールが使用されるほか、いわゆるダークウェブ(注2)が各種犯罪の温床となっていると指摘されているなど、一般に匿名性が高く、犯行の痕跡が残りにくい犯罪である。こうしたことから、サイバー犯罪をめぐる情勢は厳しい状況にある。

サイバー犯罪に的確に対処するためには、例えば、不正プログラムの解析能力の向上、デジタル・フォレンジック(注3)の活用等、警察の対処能力を向上させる必要がある。また、国境を越えて行われるサイバー犯罪に対処するため、国際捜査共助の枠組みの活用、外国捜査機関等との連携の推進(注4)等も重要である。

さらに、サイバー犯罪の被害を防止するためには、これらに加えて、民間事業者等の知見を活用した取組が必要であることから、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）(注5)と連携し、産業界、学術機関、法執行機関等それぞれが持つサイバー犯罪に関する事例、対処方法等の集約・分析を推進している。このほか、警察をはじめとする関係省庁、地方公共団体、大学、民間事業者等が連携して、サイバー空間における自主的な防犯活動を行うボランティアを育成・支援している。このように、社会全体でサイバー犯罪の被害防止対策を一層推進する必要がある。

ア　サイバー犯罪の現状

通信利用動向調査(注6)によれば、29年９月末現在のインターネット利用者の割合(注7)は80.9％となっている。このように、インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、サイバー空間が国民の日常生活の一部となっている中、図表特－50のとおり、サイバー犯罪等に関する相談取扱件数は、近年高い水準にある。また、インターネットバンキングに係る不正送金事犯(注8)をはじめとするサイバー犯罪も多発しており、図表特－51のとおり、29年中のサイバー犯罪の検挙件数は9,014件と、過去最多となっている。

さらに、最近では、インターネットバンキングに不正アクセスを行い、電子決済サービスを利用して仮想通貨交換業者へ不正送金を行う事犯や、仮想通貨交換業者等への不正アクセスによる仮想通貨の不正送信事犯等、仮想通貨に関連するものもみられる。

注１：The Onion Routerの略。匿名接続を実現するためのソフトウェア・規格の一つ
２：匿名接続を実現するためのソフトウェア等を使用しなければ接続できないウェブサイト
３：112頁参照
４：48頁（トピックスⅠ　サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に関する国際連携の推進）参照
５：129頁参照
６：総務省の調査で、29年11月から同年12月にかけて実施されたもの（http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/180525_1.pdf）
７：調査対象年の１年間にインターネットを利用したことのある６歳以上の者の比率
８：122頁参照

図表特－49　インターネット利用者の割合の推移（平成14～29年）

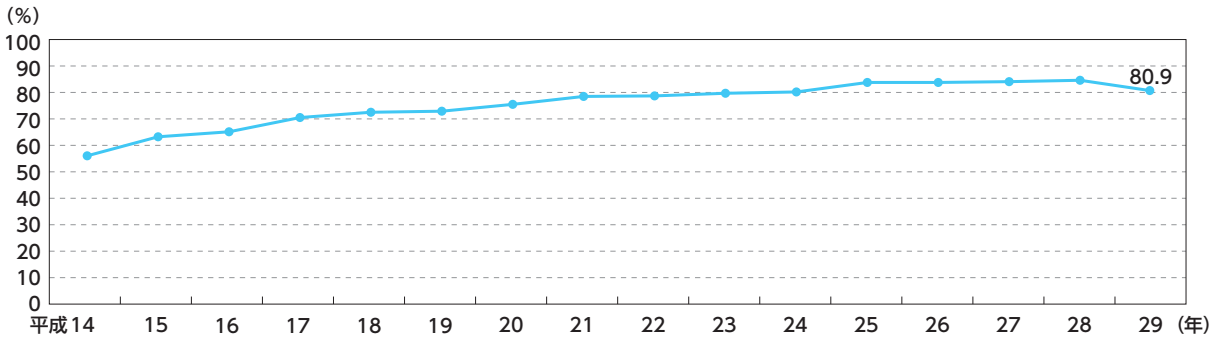

図表特－50　サイバー犯罪等に関する相談取扱件数の推移（平成14～29年）

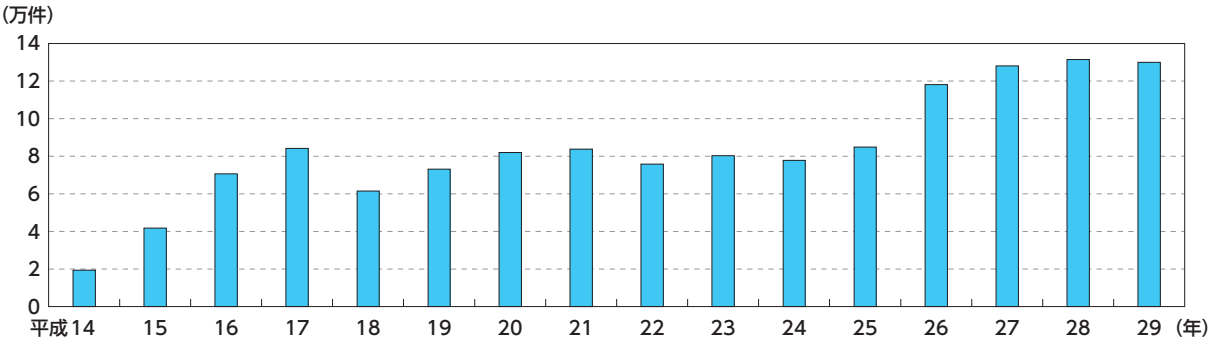

図表特－51　サイバー犯罪の検挙件数の推移（平成14～29年）

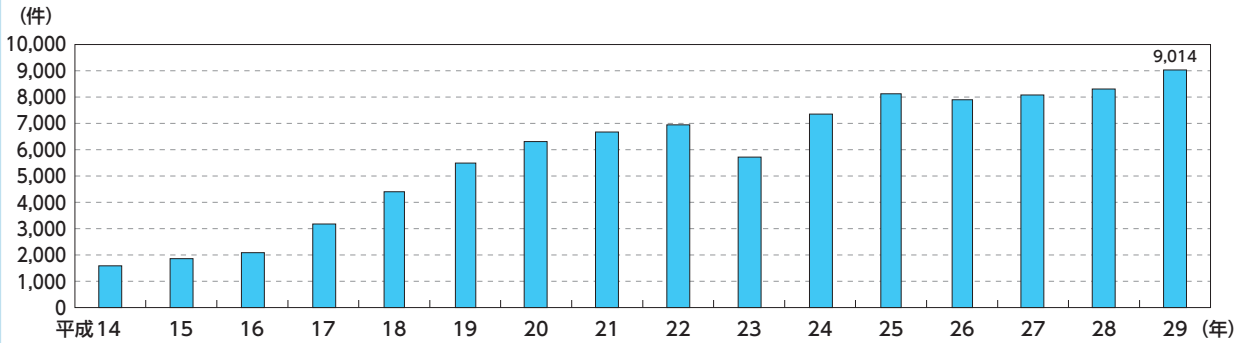

イ　サイバー犯罪への対策

警察では、デジタル・フォレンジックを活用し、被疑者の特定等を行っているほか、関係機関や民間事業者と連携し、サイバー空間の脅威への対処に係る人材の育成による解析能力の向上や不正プログラムに関する情報共有、分析等を通じて、サイバー犯罪の被害防止対策を推進している。

また、警察庁では、インターネット上の違法情報等への対策として、一般のインターネット利用者等から、違法情報等に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者への削除依頼等を行うインターネット・ホットラインセンター（IHC）(注1)を運用している。さらに、警察では、サイバーパトロール等により違法情報・有害情報の把握に努めるとともに、IHCからの通報に対して全国協働捜査方式(注2)を活用し、取締りを推進している。

注１：124頁参照
２：IHCから警察庁に通報された違法情報について効率的な捜査を進めるため、違法情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式。23年７月から本格実施している。

CASE

インターネットショッピングを利用した詐欺を目的とするウェブサイト（以下「詐欺サイト」という。）による犯罪被害を防止するため、29年５月以降、JC3は、愛知県警察と共同で開発したツール等により発見した詐欺サイトに関する情報のAPWG(注)等に対する提供を開始したほか、詐欺サイトに転送するよう改ざんされた正規のウェブサイトの管理者等に対し、ウェブサイトの修復依頼及び被害の再発防止に関する注意喚起を実施した。また、JC3からの情報提供に基づき、神奈川県警察を中心に20都道府県警察が詐欺サイトにおいて代金の振込先となっていた口座名義人等に対する取締りを実施した。

このほか、サイバーパトロールにより発見した違法情報・有害情報をIHCやサイト管理者等に通報する取組やインターネット利用者に対する講演活動等を行うサイバー防犯ボランティアは、全国で221団体、8,294人（29年末現在）となっており、警察では、研修会を開催するなどして、こうした活動を行う団体の拡大と取組の活性化を図っている。

図表特－52　サイバー防犯ボランティア団体数及び団体構成員数の推移（平成24～29年）

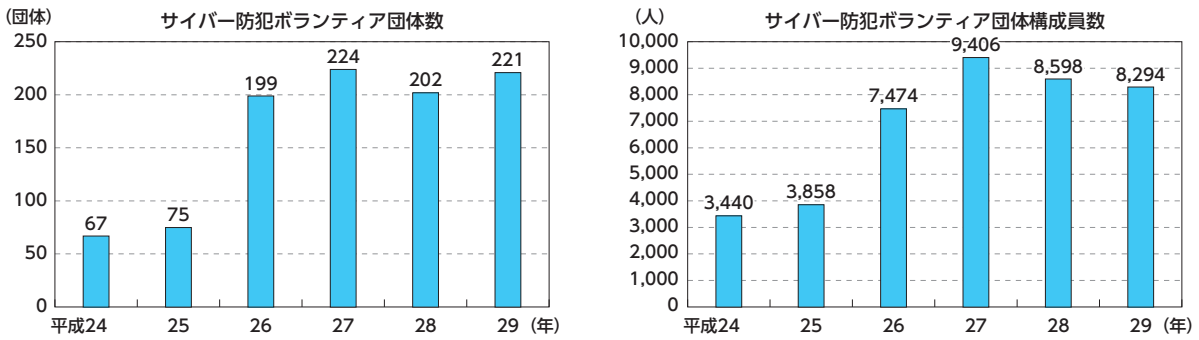

注：24年及び25年の数値は各年４月１日現在、26年から29年にかけての数値は各年末現在の数値である。

CASE

兵庫県警察では、大学生のサイバー防犯ボランティア団体が、SNSの事業者からサイバーパトロール用のアカウントを付与され、SNS上の不適切な投稿を一時凍結し、同事業者に通報する取組等を支援している。また、同団体が県内の児童等に対して講演を実施する前に模擬訓練を実施するなど、同団体の活動に対して必要な指導・助言を行っている。

図表特－53　サイバー防犯ボランティア団体等によるSNS上の不適切な投稿に対する取組の概要

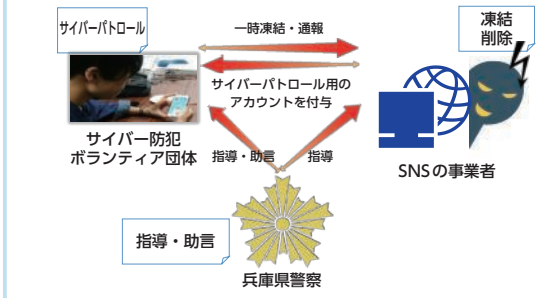

サイバー防犯ボランティア団体による児童を対象とした講演活動

注：Anti-Phishing Working Groupの略。平成15年（2003年）に米国で設立された、国際的なフィッシング対策の非営利団体

❸ その他情報通信技術の普及・進展に伴う犯罪の現状と対策

少子化や核家族化が進展していることに加え、インターネットやスマートフォンの普及・進展により、SNS等を通じた地理的条件等に制約されない交友関係が構築されやすくなっていることに伴い、心身共に未熟であり、環境からの影響を受けやすい児童が性犯罪等の被害に遭いやすくなっている。

通信利用動向調査(注1)によれば、29年９月末現在、13歳から19歳までの79.5%、20歳から29歳までの94.5%がスマートフォンを所有し、また、情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査(注2)によれば、その使用時間も年々増加傾向にあるなど、特に若い世代を中心にスマートフォンが普及している。さらに、消費者意識基本調査(注3)によれば、「携帯電話やスマートフォンは自分の生活になくてはならないと思う」者の割合は64.8%であり、年代別では、15歳から19歳までで82.4%、20歳から24歳までで83.2%、25歳から29歳までででは85.6%と、特に若者で高くなっている。スマートフォンは、情報検索、各種サービスの契約、SNSの利用、写真や動画の撮影等の様々な場面で使用され、生活の一部となっていると同時に、SNS等に起因する子供の性被害(注4)、リベンジポルノ事案等、様々な犯罪の中で使用されており、近年、これらの犯罪被害が深刻な状況になっている。

図表特－54　若者のスマートフォンの普及率(平成25～29年)及びスマートフォンの使用時間(平成25～28年)の推移

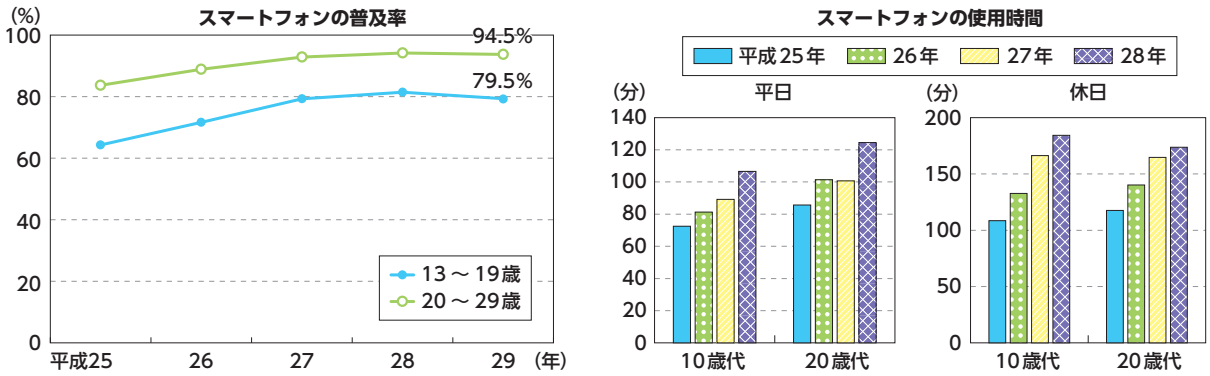

ア　SNS等に起因する事犯

近年、面識のない利用者同士が不特定多数の者とチャット等により交流することができるウェブサイトや同時に複数の友人等と交流することができるウェブサイト等が登場し、これらに起因する犯罪被害が急増している。

SNSに起因して犯罪被害に遭った児童の数は、24年以降増加傾向にあり、29年中の被害児童数は1,813人で、過去最多となった。被害児童のSNSへのアクセス手段については、スマートフォンの占める割合が年々増加しており、29年中は87.7%がスマートフォンを利用していた。また、29年中、被害児童の最も多い罪種は、青少年保護育成条例違反702人（38.7%）であり、フィルタリング(注5)の利用の有無が判明した被害児童のうち９割以上がフィルタリングを利用していなかった。

図表特－55　SNS等に起因する事犯の被害児童数の推移（平成15～29年）

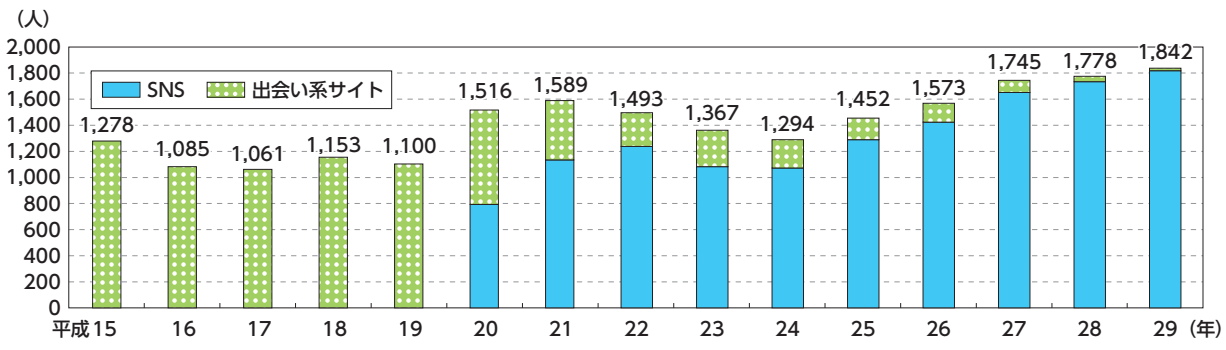

注１：総務省の調査で、２年から毎年実施されている。
２：総務省と東京大学大学院等との共同研究により、24年から毎年実施されている。
３：消費者庁の調査で、28年11月４日から同月30日にかけて実施されたもの（http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/research_report/survey_002/）
４：児童に対する性的搾取（児童に対し、自己の性的好奇心を満たす目的又は自己若しくは第三者の利益を図る目的で、児童買春、児童ポルノの製造その他の児童に性的な被害を与える犯罪行為をすること及び児童の性に着目した形態の営業を行うことにより児童福祉法第60条に該当する行為をすること並びにこれらに類する行為をすることをいう。）及びその助長行為（児童買春の周旋、児童買春等目的の人身売買、児童の性に着目した形態の営業のための場所の提供及び児童ポルノの提供を目的としたウェブサイトの開設等をいう。）をいう。
５：インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス

図表特－56　被害児童のSNSへのアクセス手段の割合の推移（平成24～29年）

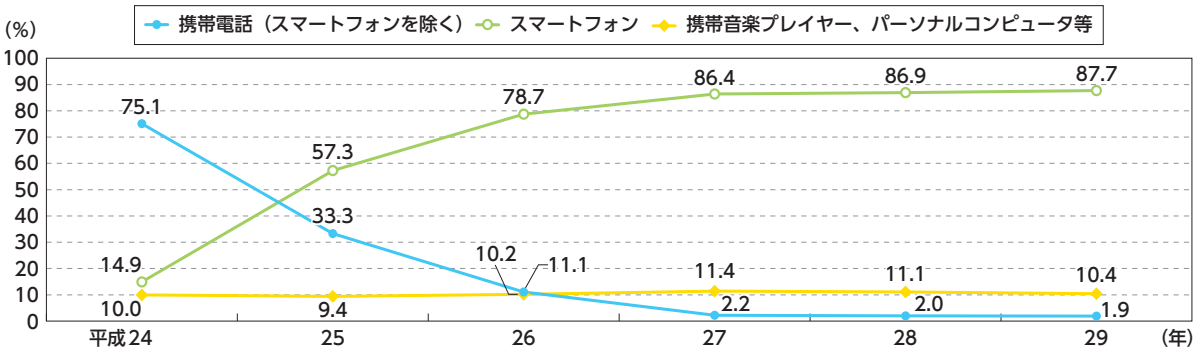

SNSは、インターネットの匿名性や不特定多数の者に対して瞬時に連絡を取ることができる特性から、児童買春等の違法行為の「場」となっている状況がうかがえ、出会い系サイト規制法(注1)の改正以降、出会い系サイト(注2)に起因する事犯が減少する一方で、SNSに起因する事犯が増加している。

警察では、SNS等におけるサイバー補導(注3)に加え、SNS等の事業者の規模や提供しているサービスの態様に応じて、投稿内容の確認をはじめとするサイト内監視の強化や実効性あるゾーニング(注4)の導入に向けた働き掛けを推進しているほか、関係機関・団体等と連携し、スマートフォンを中心としたフィルタリングの普及促進等の取組を推進している。また、SNSに起因する事犯の児童の被害防止に取り組む「青少年ネット利用環境整備協議会」に参画し、事業者による被害防止対策に資するため、検挙事例等に関する情報を提供するなど、同協議会の活動を支援している。SNS等に起因する事犯に関する取組の事業者間格差を是正し、児童の犯罪被害を防止するためにも、事業者、関係機関等と更に連携を図っていく必要がある。

MEMO　「青少年ネット利用環境整備協議会」の設立

平成29年7月、SNSに起因する事犯の児童の被害防止及び児童が安全で安心に利用できるインターネット環境の向上を目的として、SNSの事業者から構成される「青少年ネット利用環境整備協議会」が設立され、29年末現在、17事業者が参加している。同協議会は、定期的に会議を開催し、投稿等の内容の確認やゾーニング等の児童の被害防止対策に関するノウハウの共有を図っているほか、児童の被害防止やインターネット利用環境の向上に関する事項の調査研究等を実施することとしており、警察庁がその活動に協力している。

MEMO　神奈川県座間市における殺人事件を踏まえた取組

平成29年10月、神奈川県座間市において、SNS上に自殺願望を投稿するなどした者が、言葉巧みに誘い出された上、殺害される事件が発覚した。同事件を踏まえ、同年11月、自殺に関する不適切なウェブサイトや書き込みへの対策の強化等を検討するため、「座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議」が開催された。同年12月には、同会議において「座間市における事件の再発防止策について」が取りまとめられ、政府一体となって再発防止を徹底するため、SNS等における自殺に関する不適切な書き込みへの対策、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策、インターネット上の有害環境から若者を守るための対策等に取り組むこととされた。IHCでは、30年1月から、他人を自殺に誘引・勧誘する情報等についても、サイト管理者への削除依頼等を行っている。

注１：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
２：面識のない異性との交際（以下「異性交際」という。）を希望する者（以下「異性交際希望者」という。）の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれを伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供するウェブサイト等
３：80頁参照
４：サイト内において悪意ある大人を児童に近づけさせないように、利用者年齢情報を活用し、大人と児童の間のやり取りや検索を制限すること

イ　いわゆるリベンジポルノ等

インターネットやスマートフォンの普及・進展に伴い、画像情報等の不特定多数の者への拡散が容易になったことから、交際中に撮影した元交際相手の性的画像等を、撮影対象者の同意なくインターネット等を通じて公表する行為（いわゆるリベンジポルノ等）により、被害者が長期にわたり回復し難い精神的苦痛を受ける事案が発生している。

29年中の私事性的画像(注1)に関する相談等の件数(注2)は1,243件であった。このうち、被害者と加害者の関係については、交際相手（元交際相手を含む。）が61.5%、インターネット上のみの関係にある知人・友人が13.2%を占めており、また、被害者の年齢については、20歳代が37.7%、19歳以下が24.7%を占めている。さらに、私事性的画像被害防止法の適用による検挙件数は57件、脅迫、児童買春・児童ポルノ禁止法(注3)違反等の他法令による検挙件数は226件であった。

図表特－57　私事性的画像に係る相談等の状況（平成29年）

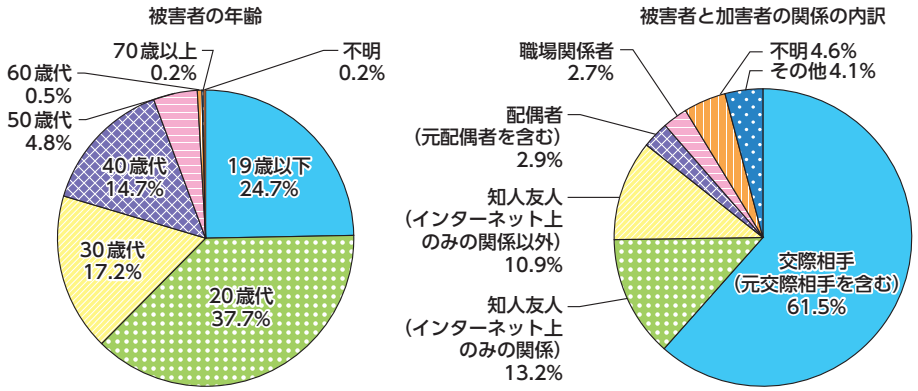

警察では、このような事案について、被害者の要望を踏まえつつ、違法行為に対して厳正な取締りを行うとともに、プロバイダ等の事業者と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止のための措置等の迅速な対応を講じている。また、広報啓発活動等を通じて、被害の未然防止を図っている。

CASE

28年12月、女性から、元交際相手の男（18）に衣服の一部を着けていない同女性の画像をSNS上に投稿されているとの相談を受理した。SNS上に同女性を特定することができる方法で同画像が投稿されているのを発見したことから、29年4月、同男を私事性的画像被害防止法違反（私事性的画像記録物公然陳列）で検挙した（福岡）。

MEMO　児童が自らを撮影した画像に伴う被害を防止するための条例改正

近年増加傾向にある児童ポルノ事犯のうち、特に、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送らされる被害(注4)の発生が深刻な状況にある。東京都においては、同被害を防止するため、平成29年12月、東京都青少年の健全な育成に関する条例が改正され、18歳未満の青少年に係る児童ポルノ等の提供を当該青少年に対し不当に求める行為を禁止する規定が新設された。同様の条例改正は兵庫県でも行われており、同被害の防止のための取組が進められている。

注1：私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（以下「私事性的画像被害防止法」という。）第2条第1項に定める性交又は性交類似行為に係る人の姿態等が撮影された画像をいう。
2：私事性的画像記録又は私事性的画像記録物に関する相談のうち、私事性的画像被害防止法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。
3：児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
4：81頁参照

3 犯罪情勢分析の高度化と効果的な情報発信

（1）犯罪情勢分析の高度化

第２節において述べてきたように、街頭犯罪及び侵入犯罪への対策は、犯罪の減少に一定の効果を上げてきたと考えられるが、今後とも効果的かつ効率的な犯罪対策を講ずるためには、絶えず変化する犯罪情勢の分析を高度化し、その分析に基づいた取組を推進する必要がある。例えば、各地域で減少していない犯罪、他の地域に比べて発生する割合が高い犯罪等を抽出し、被疑者や被害者の属性及び行動傾向、犯罪発生場所の状況等を調査して、犯罪に至る原因や問題点を詳細に分析した結果に基づき、警察、民間事業者、地域住民等が対策を実施するとともに、その実施状況や効果を確認及び検証して更なる問題点を抽出し、その解決を図っていくことにより、犯罪対策を一層効果的かつ効率的に推進していくことが可能となると考えられる。

現在、こうした取組の一環として、防犯に配慮したまちづくり等の専門家と協働して、防犯に関する調査研究を行う取組や、犯罪防止及び先制的な検挙活動のため、過去の犯罪発生情報を踏まえた独自のアルゴリズムを開発することにより、犯罪の発生が予測される地域等を地図上に表示し、警察官のパトロール等に活用している例もみられる。こうした犯罪情勢分析の取組は、海外においても実践されており、今後は、海外の事例も参考にしながら、専門家や民間事業者の知見、人工知能等の技術を一層活用し、より効果的かつ効率的な警察活動の在り方を検討する必要がある。

また、社会情勢、人口動態等の変化が犯罪情勢に与える影響についての分析も必要であることから、今後は、こうした視点を取り入れた犯罪情勢分析の高度化を進めていく必要がある。

CASE

福岡県警察では、防犯に配慮した環境整備を推進するため、平成27年から29年にかけて、都市計画や建築等について専門的な知識を有する研究者を「福岡県警察犯罪予防研究アドバイザー」として委嘱し、犯罪の傾向や地理的要因等について調査研究を行った。同年12月には、過去２年間の研究成果として、「集合住宅における侵入窃盗の時空間的近接」、「防犯のための住宅地デザインとコミュニティ活動」、「繁華街に設置された街頭防犯カメラの効果検証」、「女性を守るまちのデザインと防犯対策」、「福岡県における性犯罪の現状とこれからの啓発活動について」及び「コンビニ強盗における犯罪発生状況と防犯施策に関する検討及び提案」という６つの報告を取りまとめ、県警察のウェブサイト(注)に公開している。

これらの調査研究の結果、例えば、過去に侵入窃盗の被害に遭った建物が再び被害に遭う傾向があることなどが確認された。

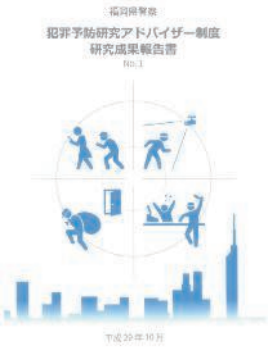

研究成果報告書

注：https://www.police.pref.fukuoka.jp/seian/seian/adobaiza-seido_2.html

CASE

米国のサンタクルーズ市警察、ロサンゼルス市警察等では、平成23年（2011年）から、警察が保有する罪種、犯罪発生場所等の犯罪統計を、犯罪の再発可能性や環境的な要素等を考慮したアルゴリズムで処理し、地図上に時間帯別の犯罪発生予測場所を表示するシステムを導入した。同システムの導入により、一定の犯罪が減少した、警察官によるパトロールが効果的に行われるようになったなどの評価がある。

CASE

京都府警察では、28年10月、犯罪発生情報等を集約し、より高度な分析による迅速な事件検挙や、犯罪発生予測に基づく犯罪防止活動を行うことを目的として、「犯罪防御システム」の運用を開始した。同システムでは、独自のアルゴリズムに基づく犯罪発生予測場所の表示やパトロールルートの作成等が可能であり、検挙活動やパトロール等に活用している。

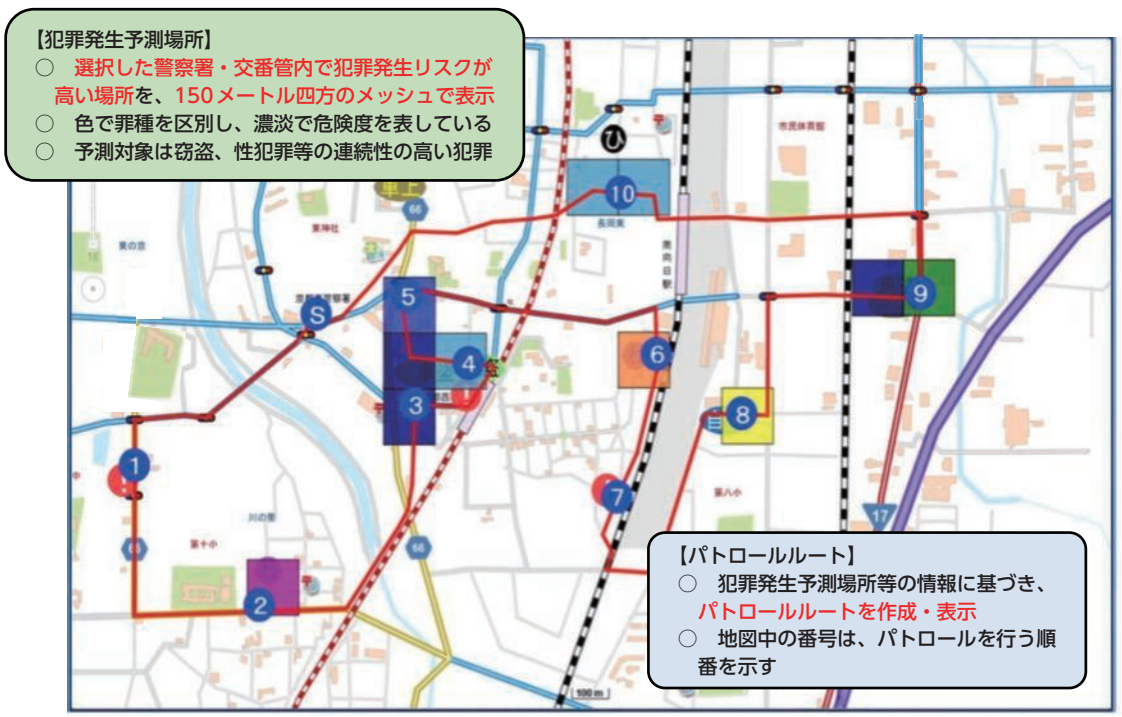

「犯罪防御システム」のイメージ

（2）効果的な情報発信

個別の犯罪事象が複雑化・多様化する中で、実効性のある犯罪対策を講ずるためには、これまで以上に地方公共団体、民間事業者、地域住民等と協働した取組が必要不可欠である。それぞれの自主的な犯罪対策や警察との連携を更に促進するためには、警察の保有する情報を分かりやすく、かつ、民間事業者、研究者、地域住民等が利用しやすい形で積極的に発信し、効果的に活用できるようにすることが重要である。

現在も、被害者をはじめとする事件関係者のプライバシー等に細心の注意を払いつつ、警察のウェブサイト、電子メール等の様々な媒体を通じて警察が保有する情報を発信しているところ、今後は、国民の権利利益、国の安全等が害されることのないように配慮しつつ、国民がインターネット等を通じてより容易に利用できるよう、既に警察において公開している情報を利用しやすい形に加工し、汎用性を高めるなど、オープンデータ化を一層進める必要がある。

CASE

警視庁では、東京都内で発生した区市町村の町丁別、罪種別及び手口別の刑法犯認知件数を加工・分析等の二次利用が容易な形式でウェブサイトに掲載している(注1)。東京都では、このデータを基に作成した犯罪情報マップを公開しており(注2)、犯罪発生情報や防犯情報等を提供している。

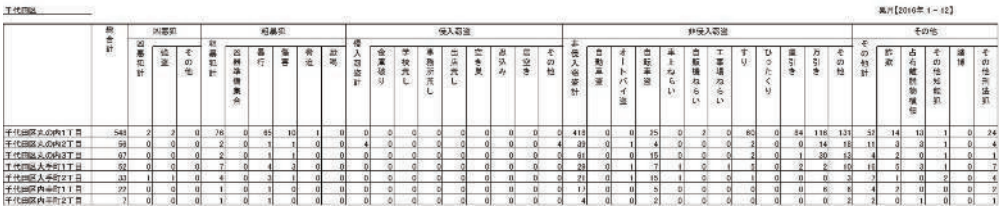

ダウンロード可能なデータのイメージ

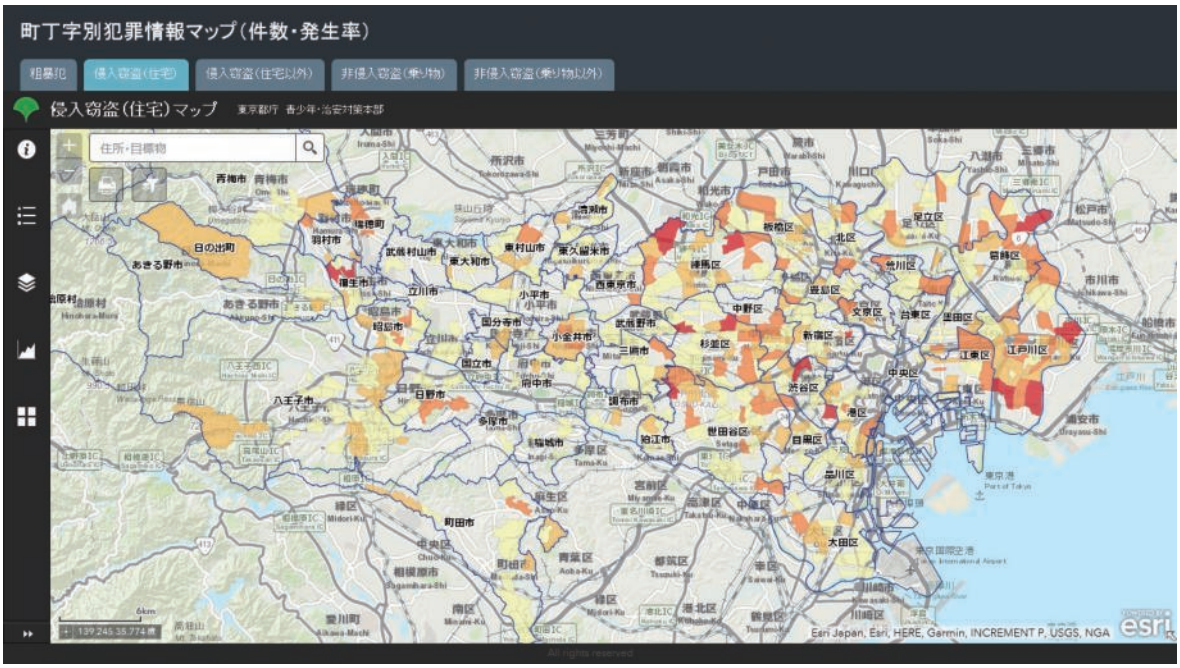

犯罪情報マップ（東京都）
（平成30年１月から同年４月にかけてのもの）

背景地図：Esri Japan, Esri, HERE, Garmin, INCREMENT P, USGS, NGA

また、大阪府警察では、犯罪発生情報等を発信するウェブサイト「安まちアーカイブ」において、登録を行った企業、防犯ボランティア団体、地方公共団体等を対象に、街頭での主な犯罪や子供・女性の被害発生情報を加工・分析等の二次利用が容易な形式でウェブサイトに掲載しており(注3)、こうした情報は自主防犯活動等に活用されている。

市区町村	町名	丁番	罪名	既遂未遂別	手口	ひったくり区分	年	月	日	時間	被害者の性別	被害者の年齢
大阪市北区	梅田	3丁目付近	窃盗	既遂	ひったくり	徒歩	20**年	*月	*日	4時頃	男性	20代
大阪市北区	曾根崎	1丁目付近	窃盗	既遂	ひったくり	自動二輪	20**年	*月	*日	4時頃	女性	20代
大阪市北区	天満橋	1丁目付近	窃盗	既遂	ひったくり	自転車	20**年	*月	*日	15時頃	女性	60代
大阪市北区	堂島浜	2丁目付近	窃盗	既遂	ひったくり	徒歩	20**年	*月	*日	23時頃	女性	60代
大阪市北区	西天満	6丁目付近	窃盗	既遂	ひったくり	徒歩	20**年	*月	*日	3時頃	女性	20代
大阪市北区	天満橋	1丁目付近	窃盗	既遂	ひったくり	自転車	20**年	*月	*日	14時頃	女性	50代

ダウンロード可能なデータのイメージ

注１：http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/about_mpd/jokyo_tokei/jokyo/ninchikensu.html
２：https://bouhan-tokyo.maps.arcgis.com/home/index.html
３：https://www.police.pref.osaka.jp/cgi-bin/anmachi.cgi/gateway/

CASE

東京都内における刑法犯認知件数が減少傾向にある一方、子供や女性が被害者となる犯罪の認知件数は増減を繰り返しながら推移し、また、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等も依然として後を絶たないなど、弱い立場にある子供や女性の安全が脅かされている状況を踏まえ、警視庁では、平成28年12月から学識経験者等から構成される有識者研究会を開催した。同研究会では、子供や女性が被害者となる犯罪等のうち、特に面識のない者による公共空間における犯罪等の加害・被害実態調査の結果に基づき、GIS（地理情報システム）を活用した分析や今後の効果的な対策についての検討を行い、29年９月、「警視庁子ども・女性の安全対策に関する有識者研究会提言書」として取りまとめた。同提言書では、一貫した情報収集・分析・対策、受け手を意識した効果的な情報発信、科学的な根拠に基づく防犯教育、被害の実態を踏まえた住まい・まちづくり及び安全対策の担い手の多層化と多様化を実現することが望ましいとされた。

図表特－58　面識のない者による犯罪の被害実態の主な調査結果

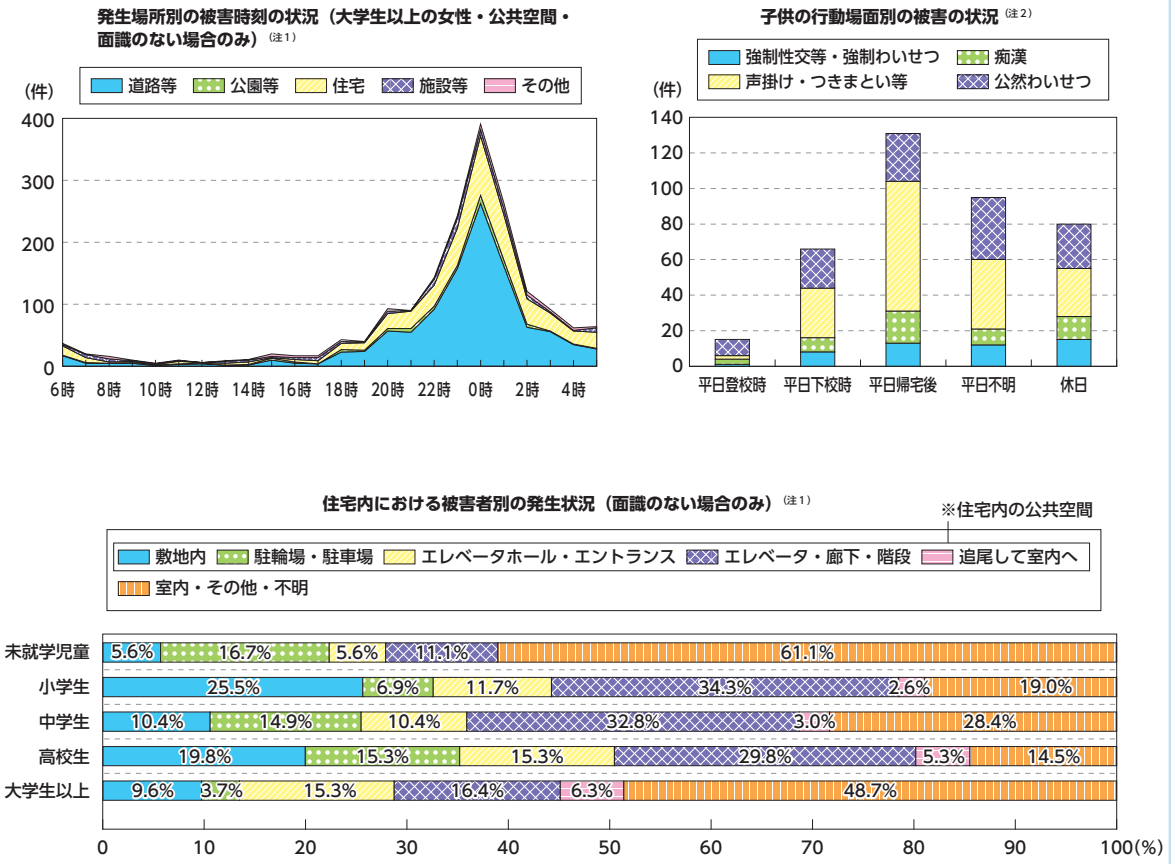

注１：24年から28年にかけての警視庁で認知した件数による。
注２：26年１月から29年６月にかけての５警察署（練馬警察署、西新井警察署、小松川警察署、田無警察署及び町田警察署）で取り扱った事案による。

また、近年、民間事業者等が自主的に行う地域に密着した防犯活動が、防犯CSR(注)活動として注目されている。27年４月、防犯CSR活動や同活動を行う民間事業者等を支援するため、「全国防犯CSR推進会議」が設立され、28年10月には、全国初となる地域分科会として愛知部会が立ち上げられた。同推進会議は、毎年セミナーを開催し、独自に優良企業に対する表彰を行うなど、その活動を活発化させている。防犯CSR活動は、顧客、従業員、地域住民等の安全性が高まるだけでなく、社会全体の犯罪に対する抵抗力を高め、国民の安心感の醸成につながることから、警察では、民間事業者等が防犯CSR活動に取り組みやすいよう、犯罪情報の提供や活動方法についての助言等を行うなど、その活動を一層支援していく必要がある。

全国防犯CSR推進会議のウェブサイト

4 今後の展望

刑法犯認知件数は平成14年をピークに一貫して減少しており、犯罪情勢には一定の改善がみられる。これは、政府、警察、地方公共団体、民間事業者等が一体となって様々な犯罪対策を推進してきたことなどによるものと考えられる。一方、人身安全関連事案が増加傾向にあることに加え、特殊詐欺の被害が深刻な状況にあり、サイバー空間における脅威も増大しているなど、犯罪情勢は依然として予断を許さない状況にある。これらの治安上の課題は、少子高齢化が進展し、コミュニケーションやビジネスにおける情報通信技術の活用が不可欠となる中で、これまで以上に深刻な問題となることが予想され、警察は、従来とは異なる対策を的確に講じていかなければならない。

人身安全関連事案等の主として個人の私的な関係性や私的領域の中で生じる犯罪については、可能な限り早期の段階で被害を関係機関が認知することが重要であり、そのためには、警察における被疑者の検挙や被害者の保護等とともに、教育、医療、福祉、更生保護分野等における取組の強化が求められていることから、関係機関・団体の取組を促していく必要がある。

特殊詐欺については、最新の犯行手口や被害実態を十分に把握し、新たな捜査手法の活用等による警察の対応力の強化を図るとともに、官民一体となった予防活動を一層推進しなければならない。

サイバー犯罪については、サイバー空間をめぐる情勢の急速な変化を把握し、取締活動を推進して、解析能力の向上等を図るとともに、国境を越えて行われるサイバー犯罪に対処するため、国際連携を一層推進する必要がある。また、官民一体となってサイバー犯罪の実態を把握し、安全で安心なサイバー空間の構築を民間事業者等に働き掛けていくほか、サイバー犯罪の実態を周知することにより、インターネット利用者等の自主的な被害防止活動を促進し、情報セキュリティに関するリテラシーを向上させていくことも重要である。

こうした新たな課題を含め、今後の様々な治安上の課題に的確に対処するためには、これまでの対策を不断に見直すことに加えて、社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応し、民間事業者等と連携しながら、犯罪情勢分析の高度化、人工知能等の技術の活用、更なる情報発信等、これまでにない手法や知見を積極的に取り入れながら、より効果的かつ効率的な対策を講じていくべきである。

注：Corporate Social Responsibilityの略。企業の社会的責任と訳される。法令遵守、環境保護、地域貢献等、純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組

警察活動の最前線

注：掲載されているキャラクターは、
都道府県警察のマスコットキャラクターです。

ピーガルくん
リリポちゃん

犯罪情勢分析に全力投球

「県内の犯罪情勢を明らかにする！」それが私の業務です。

当県には、「神奈川版コムスタット」と呼ばれる独自の分析システムがあり、時間や地域、罪種等ごとに、コンピュータの画面上で犯罪発生傾向を視覚的に分析することができます。私は、その分析に基づき、犯罪の発生場所を予測し、警察署に情報提供を行うなどして、犯罪対策に活用しています。

コンピュータによる分析手法を取り入れた当初は、警察署員から「どうせ机上の空論だろ」などと揶揄（やゆ）され、犯罪情勢分析についての県警内の温度差に悩む日々もありました。しかし、警察署に巡回指導に赴いた際に「交番勤務員がコムスタットの分析に基づいた警ら活動中に職務質問を行ったら、自転車盗の犯人を検挙した」などという報告を聞くことが徐々に多くなり、自分が行っている業務は意義があるのだと改めて実感するとともに、犯罪情勢分析がより一層好きになっています。

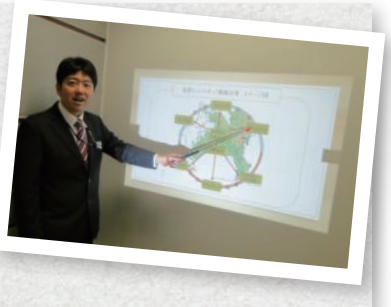

私は、犯罪対策の方向性を見誤れば、見当違いの警察活動を行うこととなってしまい、県民の安全安心を守ることができないことから、犯罪情勢分析が犯罪対策を効率的に実施するための羅針盤だと考えています。「犯罪の増加の兆し」を早期に察知し、初期の段階から先制的に犯罪対策を図ることが重要です。

当県の警察職員全員が、犯罪情勢の分析結果を踏まえ、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪対策を推進することができるよう、これからも犯罪情勢分析に全力投球していきます。

from

神奈川県警察本部生活安全部
生活安全総務課犯罪抑止対策室
関根（せきね） 講平（こうへい） 警部補

ふじ君

被害者の安全確保のために

人身安全関連事案は、その多くが地域住民の私生活に密着した事案であり、当初は、あたかも「日常的なトラブルの一つ」であるかのように申告される一方、事態がエスカレートすれば重大事案に発展するおそれがあるため、常に危険性や切迫性の判断を行っていかなければなりません。

例えば、「交際中の男性と別れるに当たりトラブルになっている」という相談を受け、相談者の女性が男性と距離を置こうとしていたものの、男性からの復縁の要求が収まらず、女性の自宅や職場に男性が押し掛けるようにもなったためストーカー規制法違反で男性を検挙した事案では、その後の捜査で、男性がインターネットで殺人の方法について検索をしていたことが判明し、「対応が遅れていれば取り返しのつかないことになっていた」と肝を冷やしたことがありました。日々発生する人身安全関連事案の中には、このような危険性や切迫性が潜んでいることがあるため、事案の一つ一つに緊張感を持って臨まなければならないと強く感じた事案でした。

人身の安全を確保するという業務は、決して容易な仕事ではありませんが、個人の生命、身体及び財産の保護という警察の責務の根幹に関するものであり、私は、これからも常に「被害者の安全確保のために」という強い気持ちを持って、仕事に取り組んでいきたいと思います。

from

山梨県警察本部生活安全部
少年・女性安全対策課ストーカー・DV対策第三担当課長補佐
（現　山梨県 鰍沢（かじかざわ）警察署交通課長）
矢崎（やざき） 良幸（よしゆき） 警部